

令和4年 第1回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和4年3月8日（火）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和4年3月8日 午前8時40分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1番 徳 永 貴 久 2番 林 敬 生 3番 藤 田 徹 也 4番 山 上 耕 司 5番 宮 地 利 雄 6番 林 康 彦 7番 池 本 光 章 8番 藏 谷 重 文 9番 大 西 幸 江 10番 亀 井 文 男 11番 濱 田 高 嘉 12番 池 本 興 治 13番 寺 下 満 憲 14番 前 田 省 二	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 健康福祉部長 産業建設部長 消 防 長 総 務 課 長 健康推進課長 産業振興課長 建 設 課 長 企画情報課長 住 民 課 長 公営事業課長 教 育 課 長 海 光 園 長	上 村 俊 之 河 端 光 法 高 橋 典 子 杉 田 和 房 大 本 一 明 越 智 康 浩 濱 田 将 典 今 井 稔 池 本 雅 則 山 本 勝 幸 山 本 九十九 黒 瀬 智 貴 田 房 良 和 荒 井 健 梨 木 善 彦 角 濱 信 夫
議員・職員以外で会議に出席した者			

会議に職務 のため出席 した者の 職氏名	1 2	議会事務局 局長 議会事務局 係長	蓼原 洋樹 田房 聡子
町長提出議 案の題目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	上島町防災行政無線通信施設条例を廃止する条例 上島町中小企業振興資金融資条例 上島町職員の育児休業等に関する条例 上島町サウンド波間田条例 上島町税条例の一部を改正する条例 上島町個人情報保護条例の一部を改正する条例 上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 上島町駐車場条例の一部を改正する条例 上島町消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例 令和3年度上島町一般会計補正予算（第8号） 令和3年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号） 令和3年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第2号） 令和3年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号） 令和3年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第1号） 令和3年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第1号） 令和3年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第2号） 令和3年度上島町介護保険事業会計補正予算（第4号） 令和3年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号） 令和3年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号） 令和3年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号） 令和3年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号） 令和4年度上島町一般会計予算 令和4年度上島町国民健康保険事業会計予算 令和4年度上島町国民健康保険診療所事業会計予算 令和4年度上島町へき地出張診療所事業会計予算 令和4年度上島町後期高齢者医療事業会計予算 令和4年度上島町公共下水道事業会計予算 令和4年度上島町簡易水道事業会計予算 令和4年度上島町CATV事業会計予算 令和4年度上島町農業集落排水事業会計予算 令和4年度上島町介護保険事業会計予算 令和4年度上島町介護サービス事業会計予算 令和4年度上島町浄化槽事業会計予算 令和4年度上島町魚島船舶事業会計予算 令和4年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算 令和4年度上島町生名船舶事業会計予算	

	4 1 令和4年度上島町上水道事業会計予算 4 2 防災情報伝達システム構築工事請負契約の一部変更について 4 3 上島町特定環境保全公共下水道生名浄化センター他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について 4 4 町道路線の廃止及び認定について
その他の 題 目	
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 10番・議員 亀井 文男 11番・議員 濱田 高嘉
会 期	令和4年3月8日～3月22日（15日間）
傍聴者数	9名（男 8名・女 1名）

◎ 開 会

○(前田 省二 議長)

ただ今の出席議員は、全員です。

ただ今から、令和4年第1回上島町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

また、本日の質問席並びに壇上に登壇される職員並びに議員の皆様におかれましては、マスクを外しての質疑、答弁、報告をされても構いません。

以上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(前田 省二 議長)

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、10番・亀井議員、11番・濱田議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○(前田 省二 議長)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長 池本 光章議員、よろしくお願いいたします。

○(7番・池本 光章 議員)

(池本 光章議員、登壇)

皆さん、おはようございます。まだまだ、コロナ禍の最中ではございますが、十分ご自愛なさるようお願い申し上げます。

それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

令和4年第1回定例会の開会にあたり、去る2月28日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきましては、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日8日から22日までの15日間とし、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定しました。

どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

(池本 光章議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。ただ今、池本光章議会運営委員長から委員会協議の結果についての報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から22日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月8日から3月22日までの15日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第3、「諸般の報告」を行います。

令和3年12月30日並びに令和4年1月3日に実施されました「上島町成人式」に、議長所要のため、総務文教厚生委員長の山上議員が代理で出席しました。

令和4年2月9日、全国離島振興市町村議会議長会、令和3年度第2回総会にオンラインによる出席をいたしました。次に、2月24日、令和2年度 愛媛県過疎地域自立促進協議会会計監査を松山市において実施いたしました。

次に、令和3年12月から令和4年2月実施分までの監査委員からの「例月出納検査報告書」の写しを議員の皆様のお手元に配布しております。

いずれも出納関係帳簿、預金通帳、証拠書類等と照合した結果、誤りはなく、検査当日における現金保管状況も適正に実施されている旨の報告をされております。

次に、地方自治法199条第4項の規定により「財務監査(工事監査)」として、「防災情報伝達システム構築工事」の監査を実施しており、「適法で適正に取り組まれている。機器操作の熟知や端末機の追加要望等については、今後も住民のニーズに応えられるよう一層の努力を期待したい。」と報告されています。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、所管事務調査報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第４、所管事務調査報告を行います。産業建設委員長の報告を求めます。
藏谷産業建設委員長、登壇してください。

○(8番・藏谷 重文 議長)

(藏谷 重文議員、登壇)

おはようございます。上島町議会議長、前田省二様。産業建設委員会委員長、藏谷重文。所管事務調査報告書。本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので、議会規則第７７条の規定により、報告いたします。

開催の日時、令和４年２月１０日、１０時から１２時１０分まで。開催の場所、上島町弓削総合庁舎議会控え室。所管事務の調査事項、上島町佐島一般廃棄物最終処分場に関して。調査の結果及び意見、上島町佐島一般廃棄物最終処分場については、工事費や処理能力から試算すると、１立米あたり１０万円もの処理費用がかかることになり、経済的に非常に高コストである。処分場の埋立容量があまりも少なく、何でも持ち込みをすると施設がすぐにパンクしてしまう恐れがある。

現在町内には、他に数ヶ所処分場があることから、現有処分場の整地をしながら使用し、佐島一般廃棄物最終処分場は、焼却灰のみ扱うようにすべきではないか。

以上の意見が出され、今後の町所有施設等の利活用の進め方について、次のとおり、政策提言をすることにした。

政策提言、上島町佐島一般廃棄物処分場、最終処分場の運用について。上島町佐島一般廃棄物最終処分場における廃棄物処理について、施設長寿命化の観点から焼却灰のみとし、安定型廃棄物は取り扱わないようにすべきである。

安定型廃棄物については、当面は現有処分場を活用し、現有処分場の利用容量を勘案しながら、処分場の整地、増設を計画検討するのが良いと考える。

以上、産業建設委員会の意見を集約した調査報告書といたします。

以上です。

(藏谷 重文議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

報告が終わりました。これより質疑を受けます。質疑は何かございませんか。（「なし」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで所管事務調査報告を終わります。

日程第５、行政報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第５、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

(上村町長、登壇)

改めまして、みなさん おはようございます。

春の便りが届きはじめ、新たな門出に胸を躍らせる時候になってまいりました。

本日は、令和4年第1回定例議会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただきまして誠にありがとうございます。

12月定例議会後の行政活動内容や費用についての詳細は、時間の関係上、上島町ホームページ内の町長活動報告に代えさせていただき、この場においては、主な事項のみを報告させていただきます。

最初に、新型コロナウイルスはオミクロン株として蔓延し、感染者ゼロが40日間継続していた愛媛県でも、1月3日に3名の陽性者が発生、24日には最多の367人を記録するなど、第6波が押し寄せています。

この影響を受けゆめしま海道駅伝大会、消防出初式、ゆめしま海道いきなマラソン等が中止になり、上島町の行事や経済にも大きな困難が発生しました。上島町はこの感染被害に対応するため、3回目のワクチン接種を2月1日から始め、集団接種としては3月10日完了を目標としています。

現在、上島町は県内自治体と比較しても順調にワクチン接種が進んでおり、この場をお借りして、積極的にご協力をいただいているお医者さんや看護師さん等のエッセンシャルワーカー、愛媛県及び上島町職員に感謝を申し上げます。

さて、昨年末に新型コロナ第5波が急激に収束した好機に、12月24日には離島振興予算や離島振興法改正に関する要望活動を東京において実施いたしました。

1月4日から6日にかけては愛媛県庁、東予地方局、今治支局、国土交通省四国整備局、四国運輸局などに挨拶回りを兼ねた要望活動を行い、上島町の状況を伝えることができました。

12月30日には延期となっていた令和3年の成人式を、新年の1月3日には令和4年の成人式を開催し、若者の新たな門出をお祝いしました。若者の成長を讃えることは、私にとっても、そして上島町にとっても重要な案件だと考え続けていましたので、コロナ禍の中、成人者の輝かしい顔を見ることができたのは、大変ありがたい事でありました。

1月14日と2月10日には、株式会社いきなスポレク運営会議を開催し、経営内容と今後の方針を確認しました。その経営状況ですが、改めて精査すると平成30年1月から令和2年4月までの2年4ヶ月の間に、上島町からの支援金や貸付金が合計1億1,261万円あり、それ以外に民間金融機関からの借入金が約6,200万円にも上っていました。

しかし、新体制後の令和3年度では、新型コロナによるキャンセルが続出する中においても、新たな借入金や支援金をゼロにすることができました。ただし、現在でも上島町からの30年返済の借入金2,600万円が残っているため、毎年約90万円を返済しています。

これらの要因による厳しい経営状況で、本年度も赤字決算になりそうですが、経費節約等により過去3年間に比べ赤字は大幅に減少する見込みです。経営改善対策として役員等から様々な提言もあり、株式会社いきなスポレク職員の皆さんは、今までとは異なる対応に戸惑いがあるかも知れませんが、元の健全経営を目標に歩みを進めてくれている事に感謝を申し上げます。

さて、1月17日には、岸田首相が施政方針演説を行いました。首相は就任以来、迅速な決断や方針転換に踏み切ってこられましたが、演説の中で、それぞれの決断の責任は、自分がすべてを負うという「行蔵は我に存す」という言葉を引用されました。この考えは、リーダーにとっての指針となるものであり、大小はあれ誰もが自覚しなければならない根幹であると考えます。

また、経済再生の要として「新しい資本主義」の実現を掲げられました。具体的には、成長と分配の好循環による新しい資本主義により、官と民が全体像を共有し協働することで、国民一人ひとりが豊かで、生き生きと暮らせる社会をつくっていくという内容です。

さらに、様々な弊害を是正するための仕組みとして、成長戦略と分配戦略を挙げています。

成長戦略では、デジタル、気候変動、経済安全保障、科学技術・イノベーションなどの社会課題の解決を図り、分配戦略では所得の向上につながる賃上げや未来を担う子育て・若者世代に焦点を当て、世帯所得の引き上げを図ることを目的としています。他にも防災・減災、国土強靱化を強化するなど、信頼と共感の政治を目指すという施政方針でした。

上島町においても、この国の方針を基軸とし、国と県と町をつなぐ政策に取り組んでまいります。

続いて、令和4年度上島町の当初予算についてですが、その編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症への新たな対応と、地域経済活動の両立を図りながら、財源の確保とスクラップ・アンド・ビルドを徹底したところ、上島町の一般会計当初予算の総額は67億1,300万円で、前年度に比較して2億7,700万円、4.3%の増ではありますが、2年連続で一般会計総額を70億円以下に抑えることができました。

特別会計と企業会計を含めた町全体の予算総額については、106億8,494万4千円で、前年度に比較して3億9,047万8千円、3.7%の増になりました。

歳入では、歳入総額の5割以上を占める地方交付税が、国の地方財政計画及び前年度実績から34億2,300万円で前年度比8,400万円、2.5%増を見込みました。

ただ、令和元年度をもって合併算定替えの特例措置が終了したことと、普通交付税の算定基礎に用いられる令和2年国勢調査人口の減少により、今後も非常に厳しい状況が予想されます。

一方、歳出では、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費を29億3,728万円で、前年度比マイナス5,373万円、1.8%減としております。今後も、この義務的経費を削減することで、経常収支比率の改善に努め、財政構造の弾力性を高めてまいります。

新規事業といたしましては、上島町唯一の県立高等学校である弓削高等学校の存続へ向け、県外からの学生を確保するための学生寮整備。公共施設への脱炭素化の取り組みや災害対応として、岩城庁舎の屋上に太陽光発電設備と蓄電池設備の整備。地域経済対策として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上げの減少が著しい町内の事業者等において使用可能な、プレミアム商品券の発行。子育て支援として、現在の中学生以下への医療費無償化を18歳以下まで拡充などを提案しております。

また、私の公約の一つでもあります、心豊かな町づくりのために、かみじま音楽祭を復活し、島に音楽を響かせ、コロナ禍で沈滞したムードを吹き飛ばしたいと思っています。

このように、本町が将来にわたって持続可能な行政運営を行っていくため、今後も更なる行財政改革を推進するとともに、新たな財源の確保、事業の見直し、公共施設の統廃合などに取り組んでいく必要があると考えています。

さて、3月20日には岩城橋が開通し、町民の長年の夢であったゆめしま海道が全線開通します。岩城橋の完成により、上島町の様々な課題が解消され、総合力が格段に上がることは確実です。中でもサイクリストをはじめとする国内外からの観光客も増加し、町外との交流が盛んになることで、経済も発展する起爆剤になることでしょう。

この流れに対応するため、上島町においては各課において様々な準備や計画を進めています。一例として、新年度から自転車新文化への取り組みやスポレクを含めた商工観光全般、愛媛FCなどプロスポーツ支援に特化した課として、仮称ですが「観光戦略課」を設置し、町民の皆様の期待に応えたいと考えています。

ただ、新たな課題も話さなくてはなりません。3月には町民の足として長年運航継続していただいていた岩城汽船と、長江フェリーの両定期航路が廃止になります。

また、家老渡フェリーも減便せざるを得ない状況であり、航路業者などの経営が厳しくなっていることを私たちは忘れてはなりません。

私と致しましては、今まで当たり前のように、ライフラインや公共サービスを担ってくれていた民間業者に対し、行政は失業対策として委託業務等を提供する責任があると考えておりますので、町民の皆様の暖かいご支援とご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、2月4日から開催された2022北京冬季オリンピックやパラリンピックにおいて、世界のアスリートから競技を超えた友情や果敢に挑戦する事の大切さを学ぶことができました。

その反面、2月24日に始まったウクライナ侵攻により、今、この時点でも、罪のない子どもたちが犠牲になっています。私は、この時代に侵略があるとは、想像もしていませんでした。国際問題に、意見を述べる立場ではないかもしれませんが、平和な国、日本に暮らす私たちは、このウクライナ問題に、目をそらすことなく、関心を持ち続けなければならないと考えています。

本日は、条例案13件、補正予算12件、当初予算案16件、その他3件、計44件の議案を上程しております。

個々の議案につきましてはそれぞれの時点でご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

(上村町長、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、「行政報告」は終わりました。

日程第6、一般質問

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第6、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。

質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までとし、質問事項毎に行ってください。

また、個人名等、個人情報には十分注意し、質問や答弁については、内容を簡潔にまとめたうえでされますようお願いいたします。

以上、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに藤田議員の質問を許します。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

○(前田 省二 議長) はい。藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

(藤田議員、登壇)

議席番号3番、藤田 徹也です。

本日は、ゆめしま海道をサイクリストの聖地にということで、質問をさせていただきます。

まず、ゆめしま海道全線開通を目前に控え、多方面で町民の期待も大きく膨らんでいます。

また、世界のサイクリストの中でも大きな話題となっており、そのような中でサイクリングしまなみ2022が10月30日に開催されることになりました。

この大会のスタイルはナショナルサイクルルートに指定されている日本を代表し世界に誇りうるサイクリングコースで行われ、レースではなくサイクリングを楽しむ走行イベントと位置付けられ、国内外から7,000人の参加者を迎え、瀬戸内しまなみ海道の魅力を堪能できる8つのコースが設定され、その中に、「しまなみ、ゆめしまの5つの島をめぐり尾道、上島の多島美を満喫するコース」「しまなみとゆめしま8つの島を巡る島三昧コース」が設定され、いよいよ世界に誇れる上島町。世界のサイクリストの聖地として広く知られる大きなチャンスが来たのではないのでしょうか。

上島町が世界に名をとどろかせることは容易ではないと思いますが、町として世界を意識した知名度向上のプロセスはお持ちなのか、お聞かせください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

(上村町長、登壇)

藤田議員にお答えいたします。

藤田議員のおっしゃるように、ゆめしま海道全線開通によって、町民の皆様の利便性の向上はもとより、経済や観光面においても交流人口が拡大し、上島町はおおいに活性するものと、活性化するものと考えています。

特にゆめしま海道は、信号もトンネルもなく、なおかつ安全です。初心者やファミリーにもやさしいストレスフリーな環境に加え、上島町には積善山や弓削島1周道路など走りごたえのあるサイクリングコースがあり、サイクリストからの評価も高く、リピーターの方も多くいらっしゃいます。

このように、たくさんの魅力をあわせ持つサイクリングルートは、世界的にも珍しく、取り組み次第で、ゆめしま海道は世界的なサイクリングコースになることは間違いありません。

このような評価により、サイクリングしまなみ2022においても、藤田議員のご指摘のように上島町を走る2つ目のルートとして、ゆめしま海道を通る新たなコースが、追加されております。

現在でも、サイクリングしまなみ2022をはじめとした、しまなみ海道との連携、インバウンドを意識し上島町公式ホームページでは、単なる翻訳ではなく観光情報の専用Webページの制作や、観光ガイドブックの作成、レンタサイクルのカタログや利用申請書の英語化、また、観光協会、町内事業者と連携したエコツーリズムのサイクリングガイド育成とプログラム作成を実施、運営することなどで情報発信と受け入れ体制の強化を図っています。

また、近年では、日本の有名観光地や大都市部だけではなく、日本の現風景を求める観光客が多いことも瀬戸内海を代表する上島町のゆめしま海道全線開通を世界に売り出す大きなチャンスです。インバウンド以外においても、サイクリングと体験プログラムを組み合わせた動画コンテンツの制作やサイクリストに人気のWeb記事情報を発信しています。

また、スケールメリットを生かした広域連携により、しまなみ海道と連携した情報発信として、今治市、尾道市、上島町の3市町を中心にした、中心に設立したしまなみジャパンにおいて実施している海外誘客促進事業により、海外からのお客様の促進をしています。

さらに、しまなみ海道からゆめしま海道への誘客促進としては、しまなみ海道を管理されている本州四国連絡高速道路株式会社との連携を進めています。その1弾として、令和4年4月からしまなみ海道、ゆめしま海道、とびしま海道の瀬戸内3海道連携によるドライブスタンプラリーを実施いたします。

今後も新たなサイクリングイベントなど、国内に向けても、ゆめしま海道と上島町の発展のため、様々な施策を実施する予定ですが、一番大切なことは、行政の取り組みではなく、町民の皆様の普段通りのおもてなしと交流、明るい笑顔ですので、今後ともご協力とご支援を賜りますようお願いいたします。

以上です。

(上村町長、降壇)

○(4番・藤田 徹也 議員)はい。

○(前田 省二 議長)はい。藤田議員。

○(4番・藤田 徹也 議員)はい。

では、上島町独自でゆめしま海道サイクリングマップが、作成されていますが、大変興味深く心を引かれるものです。その中でも、上島町推奨のチャレンジコースがあり、マップを目で追うとすばらしい景観が頭に浮かんできます。実際に弓削コース、佐島コースに行ってみましたが、大きくなりすぎた雑木が視界を遮り、落ち葉でブルーラインが覆われ、小さな小石が所々転がっている状況です。

これでは、世界に誇れる景観を持ちながら、最大限活かすことができないのではないのでしょうか。町は、計画的に景観整備に取り組み、世界に誇れる上島町をつくり上げていかなくてはいけないと思いますが、その点についてはどう思われますか。

○(山本 勝幸 産業振興課長)(挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。山本産業振興課長。

○(山本 勝幸 産業振興課長) はい。

おっしゃられるとおり、道路沿いの雑木であったり、落ち葉であったり、小石だったり、確認して伐採撤去等をしてはおるんですけど、また同じような状況になっておりますので、順次定期的にですね、また確認をしながら、そういった対応をして参りたいというふうに考えております。

○(4番・藤田 徹也 議員) はい。

○(前田 省二 議長) はい。藤田議員。

○(4番・藤田 徹也 議員) はい。

続いてですが、コロナ禍収束を見据え、サイクリング、キャンプ、シーカヤック体験、SAP体験、ヨットによる遊覧船等、観光客増加が見込まれる中、見て楽しんでもらうだけではなく、上島町にお金も落としてもらうことこそ大事で、大事なことでないでしょうか。

生産者及び町内出店希望者の商品を一堂に集め、観光客、町民が集える場所の設置を考えてはどうかと思いますが、もちろん人流の動向、コスト、場所等、様々な精査が必要であるとは思いますが、この道の駅的な建物の設置について、町長、どう思われますか。

○(上村 俊之 町長)(挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。まず、蛇足にはなりますけれども雑木等の管理に関しては、計画的に、先ほど課長が申し上げましたように計画的に進めて参りたいと思います。というのも、今でも担当課が、そういう管理を職員自らがやっているといるところが多いので、事務的な仕事と現場の仕事で追いつかないという状況になっております。私はそういうところにおいても、役場職員がやっても民間がやっても人件費はかかるんだから、自動的に雑木等が出たら、民間業者が整理できるような、そういう仕組みを組んでいくべきではないかと思ってます。

それは、ご案内のように、上島町の草刈りに対してはそのような対応をさせていただいておりますので、雑木に関しても職員自らが気がついたら、職員がやりますけれど、全責任を持ってやるというのはもうちょっと時代からずれてるのではないかと考えております。

そして、ご提案いただきましたキャンプ、シーカヤック等々、そして、上島町の物産の販売に関しては、藤田議員のおっしゃるように、道の駅というものがつくれたらいいなと私も今現在検討中でございます。ご案内のようにナンシーさんという講師の方が、海の駅について学生から提案をいただいて、いくつかの絵としてご提案をいただいております。場所についても、担当課とどこが適切であろうかという今精査、調査をしているところでございます。

そういった意味で、きちんと今後も対応して参りたいと思います。ただ、ご案内のように予算、財源が大変必要であります。上島町が持ってる基金を全額崩してつくればいいのかというそういう問題ではございませんので、国の施策に合わせて、補助金、支援金を探してですね、上島町の町民の税金を少しでも、使わなくてもいいような計画に持っていきたいと思っております。

改めまして道の駅については、今検討中でございます。

○(前田 省二 議長)よろしいですか。はい。最後にしてください。藤田議員。

○(4番・藤田 徹也 議員)はい。

ぜひ、世界に誇れる上島町。これが実現するように願っています。

これをもちまして、私の質問を終わります。

(藤田議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで藤田議員の質問を終わります。

○(前田 省二 議長)

続いて、寺下議員の質問を許します。

○(13番・寺下 満憲 議員)

(寺下議員、登壇)

議席番号13番、日本共産党の寺下満憲です。

まず最初に、ロシア軍のウクライナへの侵攻に対して、強く怒りの抗議の声を上げておきます。

それでは議長の方から、通告している一般質問の許可がおりましたので、住民と日本共産党を代表いたしまして、1問目といたしまして、住民福祉を後退さすな、このことについて、質問をして参りたいと思います。

2019年、いわゆる令和元年に生名の総合支所が675万5千円で改修、その後におきまして、健康推進課が設置されました。生名の保健センター、地域包括支援センターを皮切りに、弓削の健康センター、包括支援センターも職員の無人化となり、この度、岩城地区の岩城保健センター事務所移転のお知らせが配布されていますが、2020年の令和2年に12月議会において同僚議員が一般質問で、弓削の保健センターの移転は、の中に問うています。

地域住民に何の説明もなく、突然の移転でありましたが、このことについて、理事者に説明を求めますと、理事者は、前町長からの指示があり、人員、経費の削減、効率化を図るために、町内の公共施設の統合については、町長の決定事項であり、地域住民への説明が必要であったことを認識せずに準備を進めたことを反省していると答弁してますが、この度、岩城保健センター移転についての説明した状況についての、その報告を求めます。

併せまして、前体制と今の進める体制と、どちらが町民にとって一番よいのか。

また、合併後の歪みが残っている現在を総合的に協議していくという答弁をしているが協議の結果を示していただきたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(13番・寺下 満憲 議員) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。

○(13番・寺下 満憲 議員)

町長指名したんですけど、町長よりもね、健康福祉部長が前会議において答弁してるんですね、その点についてはやはり、健康部長の方から答弁をまずいただきたいと思います。

○(前田 省二 議長)町長いかがですか。町長よろしいですか。

○(上村 俊之 町長)はい。大丈夫ですか。

○(前田 省二 議長)はい。それでは、大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

(大本健康福祉部長、登壇)

寺下議員の質問にお答えします。

岩城保健センター職員の生名支所への集約に至ったのは、上島地区の移転による実績や効果を現場職員等と意見交換を、私も行っております。そしてその協議の上、生名支所へ集約した方が、住民サービスの向上に繋がると判断しております。

今回の集約は、機構改革の一つとして考えられたものであり、令和2年12月に担当職員等と町長と協議を行っております。そして令和3年9月に副町長協議を行い、10月には部長協議を行い、同じく10月にまた担当の保健師を交え、町長等とも協議を行っております。そして、住民の声を反映した上で決定したという経緯があります。

岩城保健センターに、常駐の職員の配置は行っておりませんが、配置はなくなりますが、これまで実施している集団健診や幼児健診、健康相談等の事業につきましては、岩城保健センターで行うことには変わりありません。

また、各種相談や手続きにつきましては、職員による訪問や岩城支所における対応をさせていただきますので、住民サービスが低下するということは、今考えておりません。

今後も、機能強化とサービス向上に向けて、現場職員も含めた協議を進め、今以上のサービス向上に努めたいと思っております。以上です。

(大本健康福祉部長、降壇)

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

私が質問したんはね、岩城の住民に対して説明し、岩城の住民からどんな声が上がってきたのか。このことを質問しとるし、そして合併後において、歪みがあるからね、その歪みを取り除くために、保健センターを閉鎖して、住民課に統合していくという。そのことについて質問しよんでね。あなたたちが、内部で幾ら何を検討しました、かにを検討しましたということは、私は何一つ聞いてないんですね。

やはり質問されたことに対して、的確に答弁していただかないと、質問の筋が一つも通っていかないんですね。その点、住民に説明して、岩城住民の人たちからどんな声が上がってきたのか。そして、合併後の歪みがどんな歪みが出てきたのか。その点について、再び答弁を求めます。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長)大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい。岩城の地区住民の方には直接説明というのは今回行っておりません。はい、そして、合併の歪みが残ってるっていう考え方だというのはではなく、集約することによって、専門員、専門職の保健師等が現場に急行することができる。今まで岩城では、専門職員 3 人です。3 人が外出しているときには、他の相談等の連絡を受けることはできませんので、統合することによって、他の保健師が対応することができますので、今まで以上に迅速に対応できると考えております。以上です。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

それでは前回の議会でね、岩城の住民に説明をするといったことは、何だったのか。

その点について、私はすごく疑問に思うんですね。そしてそもそも保健センターというのはどうなのか。先の議会でも同僚議員が言われたけども、若いお母さんや高齢者たちが、保健センターがあることをよりどころにして、そこに集まっていったんですね。それが今弓削の人たちも生名の人たちも、よりどころを失つとるのが現実ではないのでしょうか。

それとそもそも地方自治法においては、自治体が、福祉の増進を図っていることを基本的に置きとんですね。そっちに対して逆行しているのではないか。

そして合併する以前は、それぞれの地方自治体に保健センターを置かなくてはならないという国の指針もありますけれども、魚島にも保健センターを置き、生名にも弓削にも岩城にも、それぞれ保健センターを置き、地域の住民の健康や福祉の増進のために努めてきたんがその施設じゃなかったんですか。

あなたたちが言っている人件費の削減、経費の削減。あなたたちの効率が良くなるためとか言っているけれども、それはすべて行政の側の言い分であって住民にとってひとつも得るものがないんですね。そもそも住民課の一角に置かれてしまう 1 係となっていくんですね。

やはり保健センターを中心に、包括支援センターにしても包括センターの職員が、局長が保健センターを運営していくんですね。そういう一つひとつの条例や国の方針から離れていっとんが、今の上島町の健康福祉へのあり方が、変わりつつあるんですね。私は何も増進しとる方向に進んどるとひとつも思ってますのでね。その点についてはどのように、とらえますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。まず、岩城地区において住民説明会はやっておくべきだったと反省はしております。

次に、上弓削地区の保健センターが統合されたのが決まったのは、私も一般市民の時でございます。何でこんなことをするんだろうかという、ちょっと憤りを感じたことが思い浮かびます。それと、そのあとに宮地議員さんの方から、そういう質問もいただきました。

そこで、私は職員、担当課長だけでは十分な意見が反映できないと思いましたので、現場職員、保健師さんに来ていただいて、集約することが町民にとっていいことなのか、マイナスなのかという協議をさせていただいたところ、現場の方から、町長、集約した方が住民サ

ービスは向上しますと、そのような力強いご意見を職員の方からいただきましたので、現場の声をいかして、私も実は寺下議員のおっしゃるように元に返そうかと思ったんですけど、現場の声を大切にして、それで住民サービスが向上した方が良いとの判断から、岩城地区も同列で対応させていただく方向になりました。

ただ、再度申し上げますが、住民の皆様にもっと事前にご連絡しとった、した方がベストであったと思います。これに関しては遅れ馳せではありますが、広報等において、住民サービスが低下しないこと、特に岩城地区の皆様にお知らせしている状況でございます。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員、最後にしてください。

○(13番・寺下 満憲 議員) はい。

それでは、今、町長の方から答弁があったんですけども、やはり住民に対しての説明会を開かなかった。議会において開くことを言っていながら開けなかったことは、住民に対してここに置いてお詫びの言葉と、やはり宮地議員に対しても陳謝をすべきではないかと私は思うんですね。

そして町長は、町長職を一時期休んでおられたけれども、その時一町民としたときにね、疑問を感じたと先ほど答弁されたけれども、町民の立場からたってみると、やはりあなたが言われたことが、私は本心だと思うんですね。

それと職員側から見るとそりゃ、先ほどから言われたように、それが効率かもわからないけど、住民にとっては不効率な面がたくさん湧いてくるんですね。いちいち連絡、電話連絡を入れながら、保健所で、それぞれの地区の保健センターで、何時何分に打ち合わせしましょう。鍵を開けてください、何してございって、いちいち連絡を取りながら準備をしていかなくてはならない。いつでもどこでも保健センターへかけ込めば、誰かがおるような施設になっていかないと。

それは、本当に、乳幼児から高齢者の方々までの利用するセンターになってこないんですね。役場に行って、住民課で相談事したときに、では、乳幼児の子どもたちや幼い子どもたちが遊べる遊具等を設置した部屋があるのか。そんな部屋すらないでしょう。そして機能訓練することを求めていったところで、庁舎内にそんなものがあるわけないでしょ。

その点考えると、私から見たら住民にとっては、不合理な点がたくさん生まれてくると思うんで。質問が最後と言われてるので、元の体制に戻すことを要求して質問を終わりたいと思います。

取り上げました答弁よろしく申し上げます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。私が一住民のときに感じたことは先ほど申し上げたとおりでございます。そして行政内部に入って、現場の声、保健師さんの声を聞いて、今の段階に至ってるというところですよ。私の考えが一町民の時に考えた考え方が正しいと判断しておれば、既に上弓削の方に戻してるという状況でございます。

先ほどもお話がありましたが、私も職員の都合、或いは行政の都合でこういう合理化というか廃止を進めているものだとばかり思っていました、現場の保健師さん等々でじっくり話したところ、サービスは低下させません、今までの行事等についても現場で行います。みんながまとまって相談もし、助け合うことでサービスは向上いたします。という現場の声を聞いたので、私もそれを確信して、同じ状況で進めるというところでございます。

先ほどの岩城の地区の皆さんにつきましては、私のうかつなところでございますが、昨年度以降から職員と協議を重ねてなるほどと、この生名に一度集約して、そこから仕事に出ると、そういうことの方がベストであると判断しましたので、そのまま自分の意識として自分の中に置いておったので、外に出すことを忘れておりました。その辺は大変いいことは、町民にとって、いい方向に進んでいるんだからいいだろうという方向できちんとした説明が十分ではなかった。その辺は大変反省しているところでございます。

○(前田 省二 議長)はい。

○(13番・寺下 満憲 議員)(挙手)休憩。

○(前田 省二 議長)

はい、どうぞ。続いて寺下議員、2問目の質問に入りたいと思いますが、ここでちょっと迷惑かもわかりません。ご迷惑かけるかと思いますが、10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしいでしょうか。(複数の「はい」の声あり)

○(13番・寺下 満憲 議員)はい。

○(前田 省二 議長)

はい、それでは10分後に、寺下議員の質問を再開いたします。

(休 憩 : 午前 9時40分 ~ 午前 9時50分)

○(前田 省二 議長)

それでは再開いたします。

寺下議員に申します。先ほどの町長の答弁についての、何か言いたいことがあれば言っていて、その後2問目の質問に入っていただきたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○(13番・寺下 満憲 議員)(挙手)はい。

○(前田 省二 議長)はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

議長の方からお言葉いただいたんですけど、答弁に対してはもうないんですけど、議員の側からあまり人事権に対していうことは失礼なんですけど、今回、健康福祉部長と課長が、いわゆる退職されますよね。一同に上部の職員が2人も退職するのでね。こんな人事をすると、ましては次に課長補佐にしても、健康推進課に1年しか在籍してない人なんでね。やはりこのような人事のあり方に対して、私は疑問を持っておる1人なんでね。その点考慮しながら、次期の人事をしていただきたらと望んでおるところでありますので、その点はよろしくお願いいたします。

続きまして、それでは2問目に入りたいと思います。

レンタサイクルの保管と活用計画は、について質問をしていきます。2020年、令和2年に脱コロナに向けた協生のすすめで、地域の皆さんの力を皆さんが力を合わせてコロナという見えない敵と知恵と工夫を出し合って闘うこととして、国から目の届かない地域の現場を知り尽くした地方自治体だからこそ独自の対策のために1兆円の交付金が、国の方で予算化されました。

上島町では、新型コロナ感染対応地方創生臨時特別交付金といたしまして、1億9千900万円交付されました。その一部を活用いたしまして、コロナが収束後に備えた活動の新しいチャレンジを目指してレンタサイクル保管庫を設置し、その費用が470万円。そしてレンタサイクル自転車を531万648円で購入をいたしました。新しいサイクルと古いサイクルの配置と管理とあわせてコロナ収束後の新しい施策計画がありましたらお示してください。以上です。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) (はい、) 越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長)

(越智建設部長、登壇)

寺下議員の質問にお答えいたします。

令和2年度事業において、レンタサイクル用保管庫3基と自転車54台、ヘルメット60個を購入しております。この事業により、旧自転車58台、新自転車54台の計112台でレンタサイクル事業を運用しております。

なお、新たに整備した54台の中には、これから観光客にとって主力になるであろうEバイクを3台、3台含まれており、すでに整備済みの3台と合わせて6台の導入となります。

内訳としましては、弓削ターミナルが38台、生名36台、岩城36台、魚島2台でございます。現在のレンタサイクル管理形態といたしましては、各ターミナル施設内に各車種を配置し、各ターミナル施設のスペースを圧迫しないよう残りの自転車を整備しました保管庫に収納しております。旧自転車がまだ使用可能な状態であるため、新自転車と適宜入れ替えながら運用しております。

新しい施策としましては、ゆめしま海道全線開通を契機に訪れる観光客に向け、岩城橋開通日である令和4年3月20日から期間限定でレンタサイクルを1台レンタルにつき、500円分の町内商品券によるキャッシュバックキャンペーンの実施を予定しております。これは、期間限定の岩城橋開通記念のキャンペーンとしてプレミアム感を付加し、ゆめしま海道全線開通を契機に春の行楽シーズン限定で実施することで、より多くの誘客を図り、上島町の認知度向上、キャンペーン利用者のリピーターの獲得及びレンタサイクルの利用促進と同時に商品券でキャッシュバックにより町内消費の促進を図るものでございます。

また、ゆめしま海道を国内外にPRしていくことで、サイクリングによる観光客の誘客が促進され、レンタサイクルの利用増大が期待されます。

そこで、町内消費の促進も見据えた施策としてヨットツアーやレモン懷石づくり、電動キックボードガイドツアー等、各種体験プログラムを展開する事業者等との連携を図り、レンタサイクル利用客の滞在型観光への誘客促進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

(越智建設部長、降壇)

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

ご説明いただきましたが、それでは続いて質問するんですけれども、いわゆる委託料と使用料がありますよね。委託はどこにどのように利用してどこに委託料幾ら払っているのか。

先ほど述べられたレンタサイクル、拠点が生名の立石港務所ですかね。そして弓削のせとうち交流館。そして岩城の待合所、いわゆる物産ですね。そして魚島ですね。そのうち、どこに委託料が発生しているのか。その点についてのご答弁をお願いいたします。

○(山本 勝幸 産業振興課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 山本産業振興課長。

○(山本 勝幸 産業振興課長)

はい。委託料についてでございますが、生名の立石港については現在直営で運営しておりますので、こちらについては、委託料は発生しておりません。残りのせとうち交流館、それから岩城の観光センター、そして魚島の観光センター、こちらについては、貸し出しの実績があれば、レンタル料金をいただきまして、その契約によりまして、その50%、こちらを委託料として各管理者の方に支払いをしている状況でございます。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

それでは委託料は利用者利用度によって委託料が、金額が決まってくるということですか。

今、委託先が、限られたところになるんですけれども、これからの計画といたしましたらね、やはりフェスパにレンタルするとか、菰隠にするとか、ゲストハウスにするとか、いろんなところにレンタルをしていって、そのレンタル料金がその事業者に落ちるようにしてね。

そうしながらもっともっとレンタルをしやすいように、観光客が来たときに、ふらっと自転車を借りて、その宿泊施設から走りたいとか、そういうニーズにこたえるような形をとっていくことはできないのかその点についての質問を1点いたします。

その点はどうなんですか。

○(山本 勝幸 産業振興課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、山本産業振興課長。

○(山本 勝幸 産業振興課長)

はい。ご提言ありがとうございます。今現在レンタサイクルのターミナルが4ヶ所ございます。利用者の利便性等を考えるといろんなところで借りられるということであれば、確かに便利であろうかというふうに思います。

ただ、今、町で管理しておりますレンタサイクルにつきましては、100数台ありますけども、いろんな種類、それからサイズ等がございまして、そちらをいろんなところに分散するとなかなか1ヶ所で、目的の自転車が借りられないとかいった問題も発生いたします。

また、町内の民間事業者におきましても、このレンタルサイクル事業を実施している業者さんもございます。事業者がございまして。こういったこともありますので町のレンタルサイクル事業が、そういった事業者の競合、或いは圧迫関係にならないよう考えていく必要もあると思っております。そういった意味でも民間事業者との連携、また、協力関係による事業展開が図れて、図れるよう総合的な観点からレンタルサイクルの設置場所の拡大につきましては、また今後、検討をさせていただけたらというふうに思います。以上です。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。最後でお願いします。

○(13番・寺下 満憲 議員)

もう最後ということですが、今の提案に対しては今後検討していただけるそうではありますが、町長の方からはちょっと答弁をいただきたいんですけど、今のレンタルサイクルを置いてる立石港にしても、せとうち交流館にしても、岩城にしても、いわゆるレンタル自転車も待合所の中に煩雑に置かれてますよね。

やっぱ保管庫を設置したんだから、やはり保管庫へきちっと設置してから、やっぱし待合室は待合室としての機能を果たして、もう少しこの町へ来れば、レンタルサイクルがありますというものをもっと大きく看板とか表示しながらね。そして倉庫にしても、何が建っているのかわからない倉庫どんと建って、もう少しあれも見栄えのするものにしていったらね。

もっと、自転車をこう絵柄を書くとか、あそこにはレンタルの自転車があるんだというものも、外から来た人にわかるようにね。やはりする必要性がないのかと私は思うんですけどね。もっともっと私から考えると、本当に今の高級自転車だからね。もうガラス張りのところへこうレンタルサイクル置いて、外から見たら一同にわかるようなね、そんなものにしていかないとね。昔ながらの畑の倉庫すえとんかなあいうものじゃねえ。これは観光の町にふさわしくないんでね。その点、今後どのように考えていかれますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。寺下議員のおっしゃるとおりだと思います。確かに倉庫、何が入っているのかなとわからない方もいらっしゃいますから、表示すべきであると思います。

ちょっとずれますが、大分以前、私、町長やってたときに、波間田のキャンプ場が海から見て、何なのかよくわからなかったので、大きく看板をキャンプ場と出させていただきますように、同じような対応、要は使う人も使わない人もこれは何だろうかとわかるようにすべきだと思います。そして、自転車が煩雑だという部分。私もそのとおり、そのとおりと私が言っちゃいけないんですけども、私もあんまり言い過ぎると細か過ぎるって言われるときもございましてですね、でも改めてしっかりと管理しているところに、ご提案しようと思っております。

余談ではございますが、このレンタサイクルの追加、或いは倉庫につきましては、先ほどの案件ではありませんが私が一般市民の時に決定した案件でございまして、それをしっかりと活用しなければならないのが私の仕事であると思っております。

今後、見栄えも含めて、レンタサイクル対応しっかりとやっていきたいと思っております。

○(前田 省二 議長)

はい。寺下議員の質問を終わります。

○(13番・寺下 満憲 議員)

(寺下議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

はい。続いて、林 敬生議員の質問を許します。

○(2番・林 敬生 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、林 敬生議員。

○(2番・林 敬生 議員)

(林敬生議員、登壇)

それでは、議席番号2番、林 敬生。

本日は災害時の電源確保状況について説明を求むということで質問をしたいと思います。

防災情報伝達システムの更新により個人の携帯端末、主には、携帯電話、スマートフォンに、防災情報配信していくという形になっていきますが、情報発信、中継機器及び携帯端末には電力が不可欠です。そこで、災害の発生により、例えば発電所の不働、送電線の切断等により、上島町内に送られる電力が喪失した場合、そういった時の電力の確保状況について説明を求めます。

具体的には、まず、災害対策本部の情報発信元の電力の確保状況。

2番目に電波中継基地などの電力の確保状況。こういったものが、何日間、通常の送電が断たれた場合でも稼働可能なのか。

また、3番目として、個人端末の電力の確保状況。これについては個人のモバイルバッテリー等により、数日間、何日間電力確保を求めるのか。

また、避難所等では電力供給を行うことができるのかということについて、現状及び今後の予定があれば説明をお願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

(上村町長、登壇)

林議員にお答えいたします。

災害対策本部等の情報発信元の電力は、自家発電設備により、燃料補給なしで15時間の稼働が、可能になっております。

また、現場に燃料を保管、備蓄しておりますので、さらに30時間の稼働が可能でございます。その後の補給については、ガソリンスタンドと協定を結んでおりますので、停電のないよう対応していきたいと思っております。

携帯電話につきましては送電が断たれた場合でも、停電時のバックアップとして、中継局の機能を維持できるよう、上島町内の携帯電話中継局12ヶ所に、蓄電池設備が備えられており、約2日間の稼働が可能となっております。

個人端末の電力確保状況については、個人のモバイルバッテリー等により、自らの電力確保をお願いするとともに、一時避難所等の電源確保として地区にハイブリッド車、電気自動車所有者への車両配備の把握もお願いしているところです。

また、上島町内35ヶ所の避難所が停電した場合には、町が所有する6台の発電機に加えて、町内の建設会社等が所有している29台の発電機を自動的に配備する段取りが整っている状況でございます。

個人のモバイルバッテリーにつきましては、林議員の方が得意の分野かとも思いますのでまたご指導もいただければと思っております。以上です。

(上村町長、降壇)

○(2番・林 敬生 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、林 敬生議員。

○(2番・林 敬生 議員)

はい。ありがとうございます。私の方が具体的にはということで項目を絞ってしまったので、少し僕の中では不十分だったかなという点が実はありまして、例えば今回予算に上がっています、岩城庁舎のそういったソーラーパネルの発電蓄電設備、こういったものも災害時がどのように効果を発揮するとか、あとですね、重要な設備であります診療所とか、そういったところですね、災害時が起こる、災害があるとそういったところの活躍が必要になりますので、そういったところもカバーしてますよというようなところまで、できれば、回答していただければなと思ったんですが、正直、私が想定した以上にいろんな箇所で発電について確保されてるということは理解できました。

そういった中でもですね、ご確認しておきたいのが、よく防災システムとか、丸々システムという言葉を目にしたいと思います。今回の私の質問の冒頭でも防災情報伝達システムという表現を使いました。で、そういったところでね、お伺いしたいのですがこのシステムという言葉、もちろん英語ではあるんですが、こういったの、こういったものとして、このシステムというのはどういった意味として理解されているのかっていう点について、ちょっとお伺いできたらと思うんですが、よろしくお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

岩城庁舎の太陽光につきましては、また予算の時にもご説明をさせていただくとは思いますが、様々な支援金、補助金を活用して、町の支出が少ないように対応したいと思っております。

ご案内のように岩城庁舎を建設するにあたって、屋上に太陽光が設置できるように、建設時にも既に計画が済んでるところでございまして、あとは、物を置いていくというような形になろうかと思っておりますので、新たなハードな工事は必要ないと認識をしております。

診療所への対応については、また担当の方からお答えをいたします。診療所とシステムとはということについては、担当の方からお答えいたします。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい。まずシステムにつきましては、なかなか難しいことで、まず機能というような中身、仕組みというふうにとらえております。

また、診療所という形の部分の位置付けということになりますが、これは携帯電話のみならず、普通の一般電話という形で、災害の優先的なもので約町内20回線ございます。その中に診療所等も含まれております。ですので、現状といたしまして、診療所の方にも、発電機という形の方は配備はありますけども、それ以外に一般の電話でも災害時には優先的に使えるというふうに形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○(2番・林 敬生 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、林 敬生議員。

○(2番・林 敬生 議員)

はい。ありがとうございます。

今、消防長の回答にもあったシステムという言葉についてなんですが、一般的にシステムというと機器をそろえて、それを使うっていうことが想像される方のほうが多いと思いますが、さすが消防長ということで仕組みという言葉が出てくれたことには、僕は大変満足しております。

インターネット等で調べると、このシステムというのは組織とか、制度、機構、合わせて先ほどの仕組みっていう言葉が出てきます。私は会社では環境マネジメントシステムの事務局ということで、ISO規格で運用されるマネジメント、これ経営とか、管理するためのシステムを、まさに仕組みとして運用しております。

この仕組みがですねマニュアル等の文書で形成されたものであって、機器をですね使用しながら運用するものではないというのがISOの考え方であります。そういった意味でも今回新しくですね、情報伝達システムを更新するというふうに使われておりますので、

ただ機器を更新しただけではなく、そういった機器を的確に運用していく仕組み、そういったものを考えていただく。例えば、誰から誰に伝達するなんていうようなことを昔はね緊急連絡網というような形で構成してたとは思いますが、そういったシステムですね。機器をどういうふうに仕組みとして運用していくのかということについても、今後取り組んでいただきたいと思います。今あえてシステムという言葉で質問させていただきました。

東日本大震災などですね、私も復旧のお手伝いに行かしていただいた山元町で聞いた記憶なので、多少差異があるかもしれませんが、電力復旧が一番早く、当時の私の記憶で数日間、5日から1週間以内に電力は復旧したというふうに聞いてはおりますが、上島町ではさらに海を跨ぐ送電線があり、これらに被害がおよんだ場合はさらに多くの日数がかかるということとは想像に難くないと思います。

また、近年日本各地では、大きな災害、そういったものが、前例としてたくさんありますので、そういったところをですね、改めて理解、勉強していただき想定外で済ますことのないようにシステム作りをしていただきたいと思います。

本質問で、災害時の電力確保についてっていうことでも、愛媛県が自動車メーカーと協定を結んだっていうような報道を受けまして、私もいうことで、今回出さしていただきましたが、そういった想定もされとるということですので、これ以上の質問は控えたいと思いますが、今後、そういった仕組みづくりについても取り組んでいただきたいと思いますということで、私の質問は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。ちょっと言葉が足りませんでした、というより議員からは、上島町の対応についてのご質問だったと思ったので、遠慮させていただきましたが、先ほど林議員がおっしゃるように協定等々によりまして、この上島町でいうと中国電力、或いはそのサービス会社と協定を結んでおります。

もう1点は、協定を結んでるということもありますがさすが電力会社、しっかりとした対応をしてくれます。おそらく2、3日内には復旧をしてくれるものと、今までの実績ではそうであります。

もう1点お伝えしたいのは、魚島にしても例えば高井神にしても、台風が来るぞとか何かあったときには、その電力会社の方が前もって、もう前乗りというか、台風が来る前に、もう既に、職員の方が配置してくれております。台風の真っ最中になって、もし何かあったときに、そこで呼ぶんではなくて、もう既に電力会社の方が対応していただきますので、私はそれは大変ありがたいことだと思っております。

すいません行政の案件、案件のことだけ答えましたが、民間の電力会社もしっかりと対応してくれ、協定も結んでるということもお伝えしておきたいと思います。

○(前田 省二 議長)

はい。これで、林 敬生議員の質問を終わります。

○(2番・林 敬生 議員)

(林敬生議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

続いて、徳永議員の質問を許します。

○(1番・徳永 貴久 議員) はい。

(徳永議員、登壇)

議席番号1番、徳永 貴久。

本日は、町の農業施策を問うと題して質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

令和3年3月に策定された上島町第二次総合計画後期基本計画について、町は農業を主な産業と位置付け農地の集約化、新規就農を目指す人材の確保及び育成、担い手農家の経営基

盤の強化、また、6次産業化による新たな産業の創出等を施策に掲げています。しかし現在、計画当時の環境と大きく状況が変化しました。新型コロナウイルスは、日本で感染者が発生してから2年が経過しましたが、変異を繰り返しながら未だに猛威を振るっています。

旅行や会食の自粛ムードの影響で、飲食店や宿泊施設、産直等を販路としている農家は売上減少が続く、また、ハウス建材や原油等資材、原材料等の高騰で、悪いインフレに伴うコストの増加、更には原料不足に伴う肥料の不足、高騰等農業分野においては売上減、コスト増の環境から収益は大きく悪化しています。ただ一方、コロナの影響で、地方に魅力を感じ、他地域から農を生業として移住を検討している方々が増えている面もあります。

このような現状を踏まえ、町は基幹産業の一つである農業をどのように維持し、発展させていくのか。人材育成、基盤整備、販路開拓支援、それぞれから施策の方針をお示してください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

(上村町長、登壇)

徳永議員にお答えいたします。

私の公約や行政報告において、徳永議員と同じく、上島町は、第一次産業に力を注がなければならないことをお伝えしているのはご案内のとおりでございます。

まず、人材育成についてですが、現在上島町ではワーキングホリデー、お試し就業研修事業、インターン事業の新規就農を柱として、担い手の確保と人材育成に努めております。本事業では経験豊富な受け入れ農家の方にご協力いただき、技術面だけではなく、健全な農業経営ができるよう、情報交換とご指導をお願いしております。

本事業への町外からの問い合わせは、問い合わせ件数は増加傾向にありますので、新規就農希望者を受け入れる農家のさらなる確保のため、愛媛県やJAが会員である上島町地域担い手育成総合支援協議会との連携とともに、各農家への協力依頼を強化し、あわせて負担を軽減するための見直しを行います。

また、同協議会との連携により、決算状況や圃場での実際の収納状況の確認をもとに、認定新規就農者に対して支援をして参ります。

また、来年度は、次世代人材投資事業準備型の創設に向けて計画を進めており、令和5年度から希望者を受け入れられるよう、認定研修機関の申請を行うなどの受け入れ体制を整えております。

次に、基盤整備については今年度、県営樹園地再編整備推進事業を活用し、圃場整備及び区画整理の実現、実施に向けた基礎資料を作成しているところです。この施策により、町内の遊休農地の再生、新たな担い手の園地確保、レモンの生産量拡大に取り組んで参ります。

また、来年度は、未来型果樹産地強化支援事業として、新たに、ビニールハウスを導入する認定農業者等を支援し、生産基盤の強化及び商品力の向上を図ります。

販路開拓支援については、6次産業化施設である岩城物産センターとの連携による販売促進はもとより、今後は、愛あるブランド生産品に認定されている青いレモンの全国的な知名

度向上に重点を置き、町外へ強く発信するための販売促進活動費の助成などを計画しています。

今年度、昨年度と上島町農林漁業者経営継続補助金により、販路回復開拓等に向けて、活用できる支援金を交付して参りましたが、今後も、農業者の方からの意見、要望を聞き取り、農業者のニーズに沿った補助等支援策を実施して参りたいと考えております。以上です。

(上村町長、降壇)

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員)

はい。ありがとうございます。ちょっとこれは国の制度になるんですけども、人材育成の面で、今、農業次世代人材投資資金という制度がございます。これは現行からちょっと、来年度とちょっと大きく制度が変わりまして、現行の制度では、5年間で690万円のこれは資金が交付、国の資金なんですけども、町を通して交付されるようになってるんですけども、それが来年度から施設や機械への投資に対し、最大で1千万。この補助割合については、国が2分の1、県が4分の1で、自己負担4分の1となる予定とのことです。

私は、この制度改正は経営開始初期に設備投資を行うことで、既存農家の、既存農家に負けない規模拡大や経営の効率化を図れる面から、プラスの面が多いように感じるんですけども、ある程度の自己資金が必要で、必要になることから、金融機関からの資金の借り入れ、そういうものを行う人が増えるのではないかと考えます。

そうした時に、当初から農業の技術に加え、資金計画含めた財務面の知識を身につけてから開業すればいいんですけども、現実的には難しいと思います。良い制度があったにしても、使える体制になっていないと意味がありません。町は、その部分のサポートをですね、どのように行っていくのか、お答えください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。まず基本的なことを改めて申し上げますと、今、徳永議員のおっしゃったように最初の設備投資というのが大変、農業者、事業者にとっては負担になるものと考えております。

でも、その近代的、或いは機能的な設備投資をすることで、その後の経営がうまくいき、その資金も回収できると、そのように考えておりますので、最初の高い壁に関しては、上島町がしっかりと支援をしていく方法を考えていきたいと思っております。

これにつきましてはちょっと蛇足であります但し漁業においても、その動きで今具体的な計画を立てて、現場の視察も含めて対応をするところがございますので、農業につきましても同様に対応させていただきたいと思っております。

先ほど徳永議員がおっしゃったように次世代人材投資事業につきましても、私の記憶では、国や県、或いは自治体、或いは事業者がどれだけ負担するかで、少し途中段階でもめた案件だとは思いますが、これにつきましては、もちろん有効に活用させていただきたいと

思います。上島町が見過ごすことはございません。これについて、今の段階でどうなのかということを担当の方からお答えさせていただきます。

○(山本 勝幸 産業振興課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 山本産業振興課長。

○(山本 勝幸 産業振興課長)

はい。先ほど徳永議員のおっしゃられたとおり、次世代人材投資事業の制度は、来年度から変更をされます。現行制度にない、その経営発展への支援事業として、先ほどありましたように1千万円を上限とした補助がされるということで、こちらに対しては個人負担が発生をする予定となっております。

現時点では、県或いは国の方から詳細な制度情報というのが、まだ開示はされておられませんけども、その新規就農者にとりまして、本制度がこれまで以上に有効に活用できる必要があると考えております。

担当課といたしましては、就農者の負担にかかる物理的な支援だけではなく、上島町に多くの新規就農者を呼び込むためにも制度活用が必要となる就農計画、就農するためにその計画書、この制度を活用するために計画書が必要になりますが、こちらの作成、或いは融資等様々な申請に必要な計画書類の作成等、こちらにつきましても、町内JA、或いは県のしまなみ農業指導班等と連携をしながら、手厚いサポートを行うなどして、側面的な支援の充実もあわせて図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員)

はい。ありがとうございます。今回だけじゃなくて多分、今後もしろんな制度等いろいろ変更はあると思いますが、今農家が悩まれてること、望んでいること、これらを担当課中心に逐次吸い上げていただき、施策に反映していただけたらと思います。

また、先ほど藤田議員への答弁で町長が、道の駅を検討中とのことでした。私も、販路開拓の一環として賛成ですし、町に提案したいと今回考えていました。

農産物だけでなく魚介類であったり、備長炭など、一次産業品を取り扱い、町の魅力を十分発揮できるような施設を、そういう場にして欲しいと思っていますし、考えていますが、あと同時に、産直施設をつくる場合、岩城港で、もうすでに産直を行っている物産センターであったり、地元スーパーそういう民間事業者の領域を町が侵すことないよう、十分配慮しながら、施設の計画等を進めていっていただけたらと。そのように要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○(前田 省二 議長)

はい。これで徳永議員の質問を終わります。

○(1番・徳永 貴久 議員)

(徳永議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

はい。続いて、大西議員の質問を許します。

○(13番・大西 幸江 議員)

(大西議員、登壇)

はい。議席番号9番、大西 幸江です。

今日は、上島町独自のコロナ対応を実施せよということで、一つ質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染症も第6波となり、日本中で多数の陽性者が確認されるようになりました。それに伴い上島町でも陽性者のみならず、噂では罹患者や死者が出るなど、大変な思いをされている方もいらっしゃると思います。また、1月27日には、町職員が新型コロナウイルス感染症に感染したということが、ホームページでも公表されました。

ほかにも、町有施設であるフェスパで陽性者が出たとか、小学校で陽性者が出たとか、確認のしようもない話が多くあり、小さな町だけに隠しようがない状況があるのは、私だけでなく多くの人が感じていることだと思います。ですが、町は相変わらず感染症予防のお知らせをするばかりで、その他の情報は全く知らせてくれません。

確かに、最初のころであれば陽性者が少なかったもので、差別に繋がりがねないという側面が大きく、公表できない状況があったと思います。ですが、現在の状況を考えれば、誰がかかってもおかしくない状況で、助け合って乗り越えていきたいという声も多く聞くようになりました。

実際、陽性になった方のお話を聞くと、様々な苦労があり簡単に解決できない問題も多く存在しています。だからと言って、何もせず手をこまねいているばかりではいけないと思います。

そこで質問します。他の県市町で行っているような新型コロナウイルス感染症に対する上島町独自の施策なり、構想はありますか。また、町有施設で感染者が出た場合、他市町では公表し陽性者が他にいないか注意喚起もしているようですが、上島町においてのルールはどのように決められているのでしょうか。

よろしくお願いします。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

(濱田消防長、登壇)

大西議員の質問にお答えします。

愛媛県からも、感染した個人を特定するような詮索、個人への誹謗中傷、根拠のない情報の拡散等は絶対にしないようにと要請を受けております。

また、上島町人権教育協議会においても、個人の施設や特定は感染対策ではありません。一人ひとりの正しい行動や思いやりが大切です。誰だって、いつだって感染する可能性があります。感染者やその家族の心に寄り添いましょうとの周知があり、上島町コロナ対策本部も同様に考えています。

特に、フェスパの施設において、感染者が発生した事例はありませんので、議員が言われている、確認のしようのない話は拡散すべきではないと考えております。

上島町では、保健所からの連絡により、コロナの感染者、陽性者が確認された時点で、幹部会及び課長を出席させたコロナ対策本部会議を開催しており、令和3年度中には合計23回を行っております。その協議をもとに、すべての職員へ適切な指示を行っており、議会にも必要に応じて、陽性者数などを事務局や議長、副議長を通じお伝えしております。

以前にもお知らせしたように、感染者が発生した場合は、保健所がすべて対応することとなっております。もちろん、保健所からの要請があった場合には、上島町が積極的に協力することは言うまでもありません。

また、愛媛県からの要請、情報並びに上島町からの注意喚起や対応策を、防災アプリや告知端末により、いち早く町民に周知を行っておりますが、感染者については、保健所管轄であり、上島町には人数の連絡だけで、個人情報の内容はありません。

上島町の職員が陽性になった場合は、事業所としての判断で公表しており、町有施設で感染が、感染者が確認された場合も公表する予定にしておりますが、現在までその事例はありません。以上です。

(濱田消防長、降壇)

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長)はい。大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)はい。

はい。ありがとうございます。

今までと同じですね。県が全部やってるし、保健所にお任せしているので、上島町は一切知りませんという話なんですね。

表向き、確かにそういうふうに情報が来てるんでしょうし、そういうふうに思われてるといふか、やらなければならないという状況なんだと思うんですけども、じゃあ他の自治体がやってることは、じゃ何なんでしょうということになってしまうんですね。

確かに保健所と協力はしてやってると思うんですよ。どこのホームページ見てもこういうふうに出てる、出てるんですよ。北九州市保健所さんが、ちゃんと行政と協力をして、自宅で療養される場合、こういうふうにしてくださいとか、こんな支援が受けられますっていうことを公表してるんですね。

愛媛県の方のホームページね、いつも県々とおっしゃるので、愛媛県のホームページの方を見ましたら、こういうものはないです。すぐに厚生労働省のホームページに飛んでしまいます。

なので、こういうね丁寧な冊子がないので、じゃあもし私が家で感染したら、子どもも2人います。買い物も行けません。確かに近所に私の場合は実家があります。だから父も母も健在なので、頼めば何か持ってきてくれるかもしれませんが、でも逆に頼んだばかりに感染してしまって、広げてしまう可能性もあるので、おいそれと言えませんよね。てなったら、じゃあ、家で子どもと3人食べる物がだんだんなくなってくる。熱は出ているから何もつukれない。薬だって置き薬もうなくなっちゃったってなったら、じゃあどうしたらいいんでしょう。

そういうことを考えると例えばですね、県からは確かに保健所から確かに何も言ってきました。でも、自分から助けを求める窓口があってもいいと思うんですよ。それに対する町として、こういうことは協力できます。

例えば、食料品を買ってお届けができますとか。この中にもあるんですけど、酸素濃度が、血中酸素濃度が、確認したいっていうので、パルスオキシメーターっていうのを配布よくされてるようなんですが、これも自宅にすぐあるものでもないし、一時は市場でも品薄で全然手に入らないっていう状況がありました。だから、上島町ぐらいの少人数の感染だったら、そういうものを常備しといて、もし申し出があれば貸せる、支援ができるっていう状況をつくったらいかがかなと思うのですが、そのようなお考えは全くないでしょうか。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい。今、議員が言われてることに関しましては多分、自宅療養者への配食のサービスという形でとらえております。

まず、これにつきましては、上島町がしないというわけではございません。保健所からの要請があれば、積極的に行うということは、先ほどもお伝えしたとおりです。これはまた保健所の方が管轄ということになりますので、これは保健所の方から、そういった自宅療養者に対して、その連絡を行い、その対応はすべて保健所が対応するということになっておりますので、それにつきましては、しっかり対応していただけたらと思っております。

また、その要望が、要請が、町の方にあれば、こちらの方も積極的に対応させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(13番・大西 幸江 議員)

はい。保健所がということなんですけれども、でも暮らしてるのは上島町なんですよ。

ここは離島で、なかなか保健所さんがじゃあ今持ってってって言うても、なかなか持っていきませんし、それで、町内に消防などに連絡があればやってくれるんでしょうけども、自分たちで助けることがあってもいいんじゃないんですか。わざわざ保健所をお願いしなくっても自分から助けてって言うてるんだから、手を差し伸べる仕組みづくりをして、公表しても私はいいと思うんですよ。

これ法律で絶対やっちゃいけない、保健所から決められたことだけやれって言うてるわけじゃないでしょう。だからこういった他の自治体やってるんですよ、こういうふう。で、感染者が少ないから、保健所の言うことを聞いとけばいいっちゃう話じゃないと思うんですよ。本当に自分が感染して、そういう立場になったときに、周りにもうつしたくない、だからみんなワクチン接種してるんですよ。助けてってなかなか言いにくい環境があるから、噂にしないでってみんな言うてるんですよ。そしたら、そういう環境を少しでも緩和していく意味でも、いつでも手を挙げてください、上島町助けますよっていう雰囲気づくりをま

ずしていかないと、住民の間でも、どこで感染が出たんだ、あそこなんだってっていう話が、いつまでたっても消えないんじゃないですか。

保健所の指示はもちろんわかります。でも保健所の指示が、言ったらなかなか通じないっていう場合だってあるじゃないですか、できないとか。そしたら、ここから、手を挙げてくれる人がいるんだったら、助けに行ける環境づくり。で、いつでも大丈夫ですっていう土壌づくりをしていただきたいんですけれども、そのようなお考えはないでしょうか。

県のホームページだけだと本当に厚生労働省に飛ぶだけなので、何を調べてもわからないんですよね。保健所の言いなりっていうことになってしまうと、ここの地域事情がわからないので、うまくいかないと思うんですけれども、そういうお考えはありませんか。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

はい。先ほども申し上げましたけども、保健所からの情報というのは、人数しか入ってこないんですよね。だから、詳細は一切、こちらの対策本部には入ってきません。ですので、保健所の方から、そういったしっかりした情報があって、町の方に何とかして欲しいとかそういうことであれば対応できますが、今のところそういった保健所からの情報が一切入ってきませんので、こちらの方としても、全然しないわけではございません。

ただ、先ほどもいろいろ説明、答弁させていただきましたが、町といたしましても、そういった幹部会若しくは課長を含めた、出席した全体コロナ対策本部会議を開いてですね、そういったことについても、いろいろお話をしているという状況でございます。ただ、再三申し上げますが、情報が入ってこないと、まだ人数しか知らされていないという状況でございますので、そのあたりについては、ご理解をお願いしたいと思っております。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。課長が申し上げた、消防長が申し上げた通りでございますが、誤解のないように保健所から個人情報が入ってこないのをいけないと言ってるわけじゃないんです。上島町は。

でもそういうルールで、個人情報、大切にしなければなりませんので、上島町には人数の通知しか来ていないということでございます。当たり前のことでございますが困っている人を助けるのは誰しも同じでございます。ただ、どこに住んでいるか、誰さんか、なぜ困っているかという情報は、保健所と当事者のやりとりでございますので、こちらの保健所の方から、現場での対応、支援、要請がない限り動くことはできないということでございます。

○(13番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員、最後にしてください。

○(13番・大西 幸江 議員)

はい。ルールに則ってやられているということで、よくわかりました。困っている人がいたら助ける。でも、寄り添わないってゆうことですね。仕組みもつくとらないと。福祉の向上

にはあまりそこまで踏み込まないというふうに私には非常に聞こえたので。はい。ぜひ、皆さんが感染しないことをお祈りしまして、これで質問を終わりたいと思います。

○(前田 省二 議長)

はい。それでは、大西議員の質問を終わります。

○(13番・大西 幸江 議員)

(大西議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

ここで、11時まで10分間休憩いたします。

再開は11時といたします。

(休 憩 : 午前10時50分 ～ 午前11時00分)

日程第7、議案第3号

○(前田 省二 議長)

再会いたします。続いて、日程第7、議案第3号、「上島町防災行政無線通信施設条例を廃止する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長)(挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第3号、「上島町防災行政無線通信施設条例を廃止する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、上島町防災情報伝達システムへの更新により、既存の防災行政無線通信施設を撤去したことから、この案を提出するものでございます。

詳細につきましては、今井総務課長から説明いたします。

○(今井 稔 総務課長)(挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長) はい。

本条例で規定している従来の通信施設は、町が電波法に基づく無線局を開設して、通信施設を整備していましたが、このたび、更新した防災情報伝達システムは、民間の携帯電話の電波を利用した通信システムであり、地方自治法第244条の2、第1項の条例化の必要な施設に当たらないことから本条例の廃止に合わせて、新たに規則で規定することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号、「上島町防災行政無線通信施設条例を廃止する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい、全員です。よって、議案第3号は、可決されました。

日程第8、議案第4号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第8、議案第4号、「上島町中小企業振興資金融資条例」を議題いたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長) はい。

議案第4号、「上島町中小企業振興資金融資条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、上島町内における中小事業者の経営の安定及び設備の近代化に必要な資金の融通を円滑にし、企業の健全な育成振興を図るため、中小企業振興資金融資に関する規定を整備する必要性が生じたので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては山本産業振興課長から説明をいたします。

○(山本 勝幸 産業振興課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、山本産業振興課長。

○(山本 勝幸 産業振興課長) はい。

それでは、条例の内容について説明いたしますので、1枚めくっていただき1/3ページをお願いいたします。第1条におきましては、先ほど提案理由で説明いたしましたとおり、本条例の目的を定めております。第2条は定義として、用語の意義を中小企業者、保証協会及び金融機関について、それぞれ定めております。第3条は、保証協会が代位弁済をした場合の損失補償を、第4条は、代弁済による債務取り立て等の費用について、第5条は、融資の対象規定を4号だてで規定をしております。

続いて、2/3ページをお願いします。第6条ですが、融資金の用途を事業に必要な設備資金または運転資金とし、第7条は、融資の限度を500万円、第8条は、融資の期間を5年以内として規定しております。第9条は、融資金の利率及び保証料、第10条は、融資手続きについて、第11条は、保証人等として融資にあたり、連帯保証人としての徴求、また、担保物権の提出について規定しております。第12条は、融資の内容審査及び可否決定について、第13条は、貸付金の返還等の条件として3者の協議決定及び返還方法と据え置き期間を3ヶ月以内で設定できる旨、規定しております。

続いて3/3ページをお願いします。第14条ですが、金融機関の既融資金の肩代わり等の禁止規制、第15条は、融資に関する報告、第16条は、利子補給金等の補助、第17条は、利子補給金等の返還、第18条は、委任規定について定めております。

なお、附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第4号、「上島町中小企業振興資金融資条例」についての説明を終わります。
よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員) はい。

他市町にも似たような条例がいっぱい出てきてですね、特に問題あると思わないんですが、なぜ今これをやることに決定したのか教えてください。

○(山本 勝幸 産業振興課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、山本産業振興課長。

○(山本 勝幸 産業振興課長) はい。

中小企業の振興について進めていく必要があるということで、ちょっと担当課としてもいろいろその確認不足もありまして、県内、他の市町を確認しましたところ、ほとんどのところで、こういった制度を設けておりました。上島町といたしましても遅れ馳せながらではございますが、こういった支援をする必要があるというふうに考えまして、今回上程をさせていただいたところです。

○(前田 省二 議長)

他に質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号、「上島町中小企業振興資金融資条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第9、議案第5号、「上島町職員の育児休業等に関する条例」を議題いたします。提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第5号、「上島町職員の育児休業等に関する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、職員の妊娠出産、育児等と仕事の両立を支援するため、国の取り扱いに準じた措置を講じた規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。詳細につきましては、今井総務課長から説明いたします。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長) はい。

これは条例の最後のページに添付しております、説明資料で説明させていただきます。

具体的に変更された項目は、非常勤職員の育児休業及び部分休業については、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件がありましたがこれを廃止し、取得要件を緩和します。

また、あわせて育児休業を取得しやすい勤務環境の整備として妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認や育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備について、新たに規定しています。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員) はい。

この改正なんですけれども、多分去年の6月に育児介護休業法が改正になったので、それで人事院の方からも通達が出たのかなと思うんですけれども、民間ではですね、これを改正するにあたってこういうことをやってくださいというお知らせが、これ厚生労働省だったと思うんですが出てるんですね。いつも思うんですけれども、行政なのでさすが、法律にのっとって改正していくのは早いんですよ。すごく。でもそれは本当にやっぱ優秀やなと思うんです。なんですけど、実態がどうなのかっていうのがちょっといつもわからなくてですね、この辺のフォローは、担当課の方で、どのように行っているか教えていただきたいんですが。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長) はい。

まず、この取得の申し出た職員への個別の周知、こういう制度がありますのでこの期間だけ、お休みを取ることができると、そういう指導を個別の周知をやっていきなさいよとか具体的に表されたものでございますので、それに準じて総務課としても、まずはその所属の課長さんとかにお話があると思いますが、それを総務課の方に吸い上げて、それで、出産の期間の移行とか、育児休業の取り方とか、いつから取るかとかその辺の具体的な話をしていくようなことになっていくと思います。

それも、来年度に向けてやっていきたいと、こう考えてるところと、あと育児休業に関する研修とかも、今後やっていかなきゃならないということなんで、令和4年度中に、またそういう研修も行っていきたいなとこう考えてるところです。以上です。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員) はい。

ありがとうございます。個別周知とね、意向確認っていうのはこれにも書かれてるんですけども、一番こういう育児休業とか、介護休業とかね、大事なものは、やはり周りの環境の、周りの人の理解だと思うんですよ。だから、個別通知ももちろん大事なんですけれども、一番最初に出てきている環境整備の部分をもう少し力を入れてやっていただかないと、多分実際に個別に言われても、女性はね、実際出産の場合には出産するので、休まざるを得ませんから、休むでしょうけども、男性の場合にはなかなか難しいような職場環境というか、仕方ないですよ働くことが一番なので、一番なんですけども、その辺を踏まえて、環境整備の方を今回の法改正では言われてるので、環境整備の方もぜひ充実していただくようお願いしたいです。よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長) はい。

他に質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号、「上島町職員の育児休業等に関する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員でございます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第6号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第10、議案第6号、「上島町サウンド波間田条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長) はい。

議案第6号、「上島町サウンド波間田条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、上島町サウンド波間田に指定管理制度を導入することにより民間事業者の能力を活用しつつ観光事業の振興及び地域の活性化に資するため、上島町サウンド波間田に関する規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。内容につきましては、山本産業振興課長から説明いたします。

○(山本 勝幸 産業振興課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、山本産業振興課長。

○(山本 勝幸 産業振興課長) はい。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。今回の条例は、現行条例の全部を改正するものとなっております。したがって、新旧対照表はございませんので1枚めくっていただき、1/5分ページをご覧ください。第1条でサウンド波間田の設置、第2条で、名称及び位置、第3条で、施設について規定しています。こちらの第1条から第3条につしまし

ては、現行の条例と変更はございません。第4条から第6条では、指定管理者による管理、業務、管理期間をそれぞれ規定しておりまして、管理期間につきましては、5年間としています。

2/5ページをお願いします。第7条、第8条は、利用料金及び利用料金の減免について規定しております。第9条、第10条は、利用の許可及び許可の取り消し等について規定しております。

3/5ページをお願いします。第11条から第13条は、利用者に対する利用権の譲渡等の禁止、原状回復の義務、損害賠償の義務について規定しております。第14条は、指定管理者に管理を行わせることができない場合に、直営で行うための読みかえ規定を定めております。

4/5ページをお願いします。第15条は委任規定について定めております。

また、本条例の第4条から第14条につきましては、町内で指定管理制度を導入しています同施設での条例内容と整合性を図った改正としております。

続いて、別表第1につきましては、先ほど説明しました第3条の施設ですので、現行の条例と変更はございません。別表第2ですが、第7条関係の利用料金を定めております。左側の欄にあります施設等の種類で、野外ステージからシャワーまでの利用料金につきましては、現行の条例と変更はございません。

5/5ページをお願いします。こちらにありますキャンプ場等施設は、キャンプやバーベキュー等で炊事する場合には、大人1人につき1日当たり210円。子ども1人につき1日当たり100円の利用料金を同施設との整合性を図り追加しております。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、先ほどの別表第2で追加しました利用料金は、令和4年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第6号「上島町サウンド波間田条例」についての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり)はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号「上島町サウンド波間田条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第7号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第11、議案第7号、「上島町税条例の一部を改正する条例」を議題いたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長) はい。

それでは、議案第7号、「上島町税条例の一部を改正する条例」について説明します。

今回の改正は、個人住民税の減免及び固定資産評価員の見直しを図るために、関係規定を改めるものです。

なお、詳しい内容につきましては、田房住民課長から説明いたします。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

改正内容につきましては、長期外航勤務に従事する船員等の個人住民税の均等割を半額に減額するため、対象者を追加する規定の追加及び固定資産評価委員を地方税法404条第4項の規定により、町長が評価委員の職務を行うことを明確化するための条文の追加となります。

それでは、参考資料の新旧対照表の1/1ページをご覧ください。第51条第6号、全各号に掲げるもののほか、特別の事由があるものを加えております。

なお、上島町長期外航勤務に従事する船員等に係る個人住民税の減免に関する要綱を本条例改正施行日に施行いたします。

また、第76条に、ただし、当分の間、法第404条第4項の規定により町長が評価委員の職務を行うものを追加しています。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号、「上島町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第8号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第12、議案第8号、「上島町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第 8 号、「上島町個人情報保護条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、黒瀬企画情報課長から説明いたします。

○(黒瀬 智貴 企画情報課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、黒瀬企画情報課長。

○(黒瀬 智貴 企画情報課長)

それでは、改正内容について説明いたします。

今回、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第 2 条の規定により、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が廃止され、その内容は、個人情報保護法に定められたため、条例内の引用箇所を改正するものです。

参考資料、新旧対照表の 1/2 ページをご覧ください。第 2 条第 2 項第 1 号中、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項を個人情報の保護に関する法律第 2 条第 2 項に改めます。

続いて、2/2 ページをお願いします。第 3 条第 7 項第 7 号中、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項を、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項に改めます。

なお、附則として、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 8 号、「上島町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13～第 16、議案第 9～第 12 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 13、議案第 9 号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」から、日程第 16、議案第 12 号「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」までについては関連がありますので、一括議

題といたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第9号、「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」から日程第16、議案第12号「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」までを一括議題といたします。

なお、採決については、議案ごとにそれぞれ採決を行います。

それでは、提案理由の一括説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第9号から議案第12号までの4議案につきましては、いずれも去年の人事院勧告に基づく改正ですので、一括して説明いたします。

提案理由といたしましては、令和3年8月の人事院勧告に基づき、国の取り扱いに準じ、条例を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、今井総務課長から説明いたします。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長) はい。

それでは、改正の概要について説明いたしますので、議案に添付している説明資料をご覧ください。

まず、上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、上島町議会議員の期末手当の支給額を0.1ヶ月分引き下げる改正を行います。

続きまして、上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、上島町特別職の職員の期末手当の支給額を0.1ヶ月分引き下げる改正を行います。

次のページをご覧ください。上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、上島町職員の期末手当の支給額を0.15ヶ月引き下げる改正を行います。再任用職員については期末手当の支給額を0.1ヶ月分引き下げる改正を行います。今まで説明した3条例の改正全てが、令和3年度の期末手当に係る人事院勧告の引き下げに相当する額について、国家公務員における取り扱いと同様に、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとしております。

次のページをご覧ください。上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、上島町フルタイム会計年度任用職員及び上島町パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給額を0.15ヶ月分引き下げる改正を行います。

なお、附則といたしまして、これらの条例の公布日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

はい。ただ今、提案理由の説明がありました。初めに、議案第9号「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。質疑はございませんか。（複

数の「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号「上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

次に、議案第10号、「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですからこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第10号、「上島町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

次に、議案第11号、「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第11号、「上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

次に、議案第12号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の質疑を行います。質疑はありますか。（複数の「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第12号、「上島町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第13号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第17、議案第13号、「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長) はい。

議案第13号、「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

提案理由は、健康保険法の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険税に関する規定を整備する必要が生じたため、関係規定を改めるものです。

なお、詳細につきましては、田房住民課長から説明いたします。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

改正内容につきましては、国民健康保険税均等割額を未就学児に限り、半額に減額するものです。それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。6/16ページをご覧ください。

第23条第2項を追加し、未就学児の被保険者均等割額を半額に減額する規定を設けています。第1号は、基礎課税額分。第2号は、後期高齢者支援金課税額分の減額する額をそれぞれ、アは7割軽減、イは5割軽減、ウは2割軽減、エは軽減のない世帯を定めています。その他は法律、政令改正に合わせて改正するものです。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第13号、「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第14号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第18、議案第14号、「上島町駐車場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第14号、「上島町駐車場条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、全町で統一した算定方法により、公平性を図った使用料を定めるため、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。改正の内容につきましては、今井総務課長から説明いたします。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長) はい。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、別表第1ですが、立石港第1駐車場及び生名港第1駐車場の名称を他の駐車場と合わせて地区名を入れた南立石駐車場と厳島駐車場とし、位置につきましても他の駐車場と合わせた表記に改正しております。

続きまして、別表第2ですが、名称を別表第1と同様に改正しまして、それぞれの駐車場の料金の金額を改正しております。金額につきましては、各地区の近傍宅地の平均固定資産税評価額をもとに4区分し、現行の最も高い金額を参考にして、各駐車場の近傍宅地固定資産税評価額の比率により算出しています。

また、一部の駐車場において3区画以上使用する場合には、3区画目から各1区画分を半額の金額としていたものをすべての駐車場に適用し、公平性を図っております。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

以上で、議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第14号、「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林 敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、林 康彦議員、
藏谷議員、大西議員、亀井議員、濱田議員、池本 興治議員、寺下議員。

反対者：池本 光章議員。

はい、賛成、多数です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第15号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第19、議案第15号、「上島町消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長) はい。

議案第15号、「上島町消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由として、消防団員の報酬等基準改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

本案は、消防庁通知により、消防団員数の減少に伴い、団員数の確保を目的に年額報酬及び災害時の出動手当の引き上げ等消防団員の処遇改善を行うものです。

新旧対照表で説明いたしますので、参考資料の1/1ページをお願いいたします。

別表第1の消防団員の報酬額29,000円を7,500円引き上げ、36,500円に改めます。年額報酬の額は、消防庁が定める基準額で36,500円としております。団員の報酬引き上げに伴い、団長までの報酬金額を一律7,500円引き上げます。

別表第2の水火災出動手当2,600円を水火災出動手当等4時間未満の活動を4,000円に、4時間以上の活動を8,000円に改めます。これは会社員や自営業等それぞれの本業を持ちながら、有事の際に防衛災害招集に応じて任務につく非常勤の特別国家公務員の支給金額が1日8,000円とされており、その額に準じて8,000円とされたものです。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行します。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第15号、「上島町消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第20～第31、議案第16号～第27号

○(前田 省二 議長)

次の、日程第20、議案第16号から日程第31、議案第27号までの補正予算案ですが、今回の補正は、入札減少金による補正や事業の実績に伴う減額が主な理由であるため、予算

決算委員会への付託は省略し、本日、ここで審議の上、即採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。異議なしと認めます。

よって、今回の補正予算案につきましては、予算決算委員会への付託は省略し、本日、ここで審議の上、即採決することといたします。

それでは、日程第20、議案第16号、「令和3年度上島町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（杉田 和房 総務部長）（挙手）はい。

○（前田 省二 議長） はい、杉田総務部長。

○（杉田 和房 総務部長） はい。

議案第16号、「令和3年度上島町一般会計補正予算（第8号）」の説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,200万円といたします。第2項の歳入歳出予算の補正につきましては、お手元の予算説明資料No.1-1、令和3年度3月補正予算の概要に基づいて説明いたします。

1ページをお願いいたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計がマイナス1億8,500万円、特別会計はマイナス1億3,210万円で、その主な内訳は、国民健康保険事業会計マイナス6,680万円、公共下水道事業会計マイナス1,150万円、介護保険事業会計マイナス1,690万円、特別養護老人ホーム事業会計マイナス2,430万円となっております。

次に、一般会計の補正予算編成は、町税、地方消費税交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債等を財源として、既定の事務事業の見直しを行いました。

主な財源としては、町税マイナス1,612万9千円、地方消費税交付金3,570万円、地方特例交付金1,287万7千円、地方交付税1億3,737万9千円。2ページをお願いいたします。県支出金3,478万1千円、繰入金マイナス3億1,700万円、町債マイナス6,330万円。以上、マイナス1億8,500万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目として、繰越明許費における主な繰越理由について説明いたします。

1番の公共交通施設整備事業は、企業地の移転補償に不測の日数を要したこと。3番の住民税非課税世帯等臨時特例特別給付金事業については、国の補正予算に伴い、1月補正に計上しましたが、申請期間が9月末の予定であること。6番の水産物供給基盤機能保全事業は、関係機関との調整等に不測の日数を要したこと。10番の法面・構造物対策事業は、用地の取得や資材の入手に不測の日数を要したこと。11番の西部地区がけ崩れ防災対策事業は、愛媛県からの追加配分により、12月補正予算に前倒しで計上した事業のため、必要な工事日数が確保できなかったこと。13番のいきなスポレク多目的グラウンドトイレ新設事業は、資材の入手に不測の日数を要したこと。14番の耐震性貯水槽設置工事は、地盤調査の結果、地盤改良工事が必要となったこと。以上のことから、年度内完成が見込めず、それぞれ翌年度に繰り越すものです。

次に、2番目として、債務負担行為の補正ですが、予算書の9ページをお願いいたします。

これは、漁業者緊急支援資金に係る利子補給について、3件分の変更により、限度額等を変更したものです。

補正予算の概要の2ページにお戻りください。

3番目として、次の事務事業等が一部変更等を要するにいたりしました。3の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、3回目ワクチン接種に伴う増。4の愛媛県廃棄物処理センター東洋事業所解体撤去工事委託業務から6の災害情報伝達システム構築工事は、事業精査及び入札減少に伴う事業費の減。7の長期債償還利子は、起債借換え等に伴う減。8の基金積立金は、交付税の追加交付に伴い、減債基金への積み立て等による増です。

4番目として、その他、経常投資経費の変更を要するにいたりしました。

以上で、議案第16号、「令和3年度上島町一般会計補正予算（第8号）」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

はい。ただ今、提案理由の説明がありました。質疑は、少し時間が早いんですが、ここで休憩を取り、1時から質疑をお受けいたしたいと思います。それでは1時まで休憩といたします。

(昼 休 憩 : 午前11時50分 ～ 午後1時00分)

○(前田 省二 議長)

それでは、再開いたします。引き続き、議案第16号から議案27号の補正予算の説明が終わりました。これより、質疑を受けたいと思います。質疑がある方。

申し訳ございません。質疑は、日程第20、議案第16号「令和3年度上島町一般会計補正予算」を議題といたします。

これより質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方ございませんか。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員) はい。

ページ数で言いますと23ページの下の段の方にですね、芸予汽船の運航維持費、これが630万ほど減額なっております。これは非常にいいことだと思っております。ということは、当初予想した金額よりも650万減って、減ったと。630万ですか。減額できたということはそれでいいんですけども、これに関連して私の方から申し上げたいことがあります。

先、9月の議会で、私の一般質問の中で乗客数を私が7万3千人と言いまして、行政の方から17万ですという話があって、そのあとですね、担当部長、担当課長にその18万の根拠はという話をしたようわかりませんという話で終わって、そのあとまた町長の方から、17万ですという話があったんで、もしそれが事実だったら、私は、間違えた数字を言ったので、皆様にかんがって担当課に謝罪をしなきゃならないですねという話をいたしました。そういう経緯がありまして、それでは、一旦終わったかなと思ったんですけど、先のというか、

先週の全協でも、やはりこの17万の話が、町長の方が出てきたと記憶しておりますので、改めてここで確認をいたします。従来ですね、今回の18万、17万の根拠はですね、6万5千人のチケットのお客様と、それから定期券の発行に発行者数、枚数ですね、枚数に50を乗じたっていうことは、定期券の数に50をかけてですね、それで17万になると、こういうことらしいです。

従来、平成21年度から芸予汽船の問題につきましては、運賃の売上高にしろ、乗客にしろ、或いは負担金にしろ、いろいろと議論してきた経緯がございます。今回も私は、その延長線で、7万3千人という話をしました。唐突に18、17万ですよというお話があって、非常に驚きました。やはり、やはり一貫性がない。もし、それを言うのであれば理事者の方から17万です。それは、一般のチケット購入された方の頭数と、定期券を発行した枚数を50倍して17万ですと、こういう話であれば、あっそうかと。それに基づいて質問ができたと思うんですけども、私は、チケットの乗客だけを7万3千人。これも推測といたしますか、これまでの乗客の減少を、から判断して、或いは計算して大体7万3千人ぐらいかなと、こういうことで発言をいたしました。実際は、6万5千人です。

これは、その前の年が10万ありましたので私は、幾ら減ってもコロナがあっても7万3千人ぐらいかなとということで推測で計算して言ったんですけども、実態は6万5千人という状況であります。そういうふうに、やはり問題の物差しを変えるのであればね、変えたと、或いは変えますと、いう話があったら、理解できますけども、唐突に、私の数字が17万と7万3千と大きな違いがあるというのは、非常に質問する方も戸惑いますし、その挙げ句、町長は私に謝罪しなかったですねとこういうお話がありました。

やっぱ町長ね、もう物事を、その議論する時ですね、ずっと平成21年度からですね、乗客の数字はチケットのですね、頭数で来てますよね。一番最初に私は質問したのは24年の6月の時点ですけども、このときの話は、昭和62年、航路開設時は65万人いましたと。それが23年度は13万2千になりましたと、最盛期の約5分の1になりましたねという話からスタートした話であります。

これまで、いろんな問題は、話をしてきましたけども、あくまでもチケットの頭数といたしますか、乗客をベースにして議論してきた経緯がありますので、今後、定期券の頭数を入れて協議するというのであればそのように我々は対応して参りますので、どうぞ、議論の何ていたしますかね、尺度というものは唐突に変えないでいただきたいと、こういうふうに思っております。以上です。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほどの濱田議員のおっしゃることを聞いてると、何か物差しを変えたというようなことをおっしゃってますが、そういうことは1度もございません。ずっと同じ数え方をしております。

そして、改めて私も職員から資料もらったんですが、多分、濱田議員のところに行ってます。

そこで、頭の方、運賃収入が7万2,919という数字があります。多分それを見間違えて、これは運賃収入。7,200万919、いや、7,200万という数字で、完全に読み違えてるんですよ、資料を。ですから私が言いたいことは、職員が間違っただけ数字を言っているという公の場で述べられる、それはやめていただきたいということでございます。

そして、ここに議事録がありますが、濱田議員は、私の間違いであれば、間違いで謝罪しなきゃいけないと言ってます。事実間違いであるということなんです。適切な対応をしていたらと思います。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

私が言ってるのはですね、確かに、前年度が10万ちょっとですよ。ですから、これまでの減少率と計算したら約7万3千人になったと。それと、いただいた書類の中に7万3千に近い数字がありましたので、これもそうかなという思いをしましたが、決してそれには、私は固守してませんよ。

要はあなたが、私が7万3千人って言った時に違うよ、濱田6万5千人が正解ですよと言えね、それはそれでいいんですよ。それを17万と言うからね、おかしくなるんですよ。だから、議論の、する時には、同じ土俵、同じふんどしでやって欲しいと。

そういうことを言ってるんで、さもね、私が常に私の質問に対しては、いろいろと町長はね、理路整然に、美辞麗句を並べてね、私の質問が間違ってるように印象づけて答弁されますけども、それはやめていただきたい。

この議論をしてもしょうがないんですから、要は17万というのは、一般のチケットと、それから定期券の購入者を50倍にして出た数字が17万ということですからそのように私は理解しますし、議員の皆さんもそう理解していただきたいということです。以上です。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

ちょっと待ってください。この案件は、私も何もこの議会で取り上げるつもりは全くございませんでした。

ただ、濱田議員がおっしゃるから、職員が正しい数字を言ってるということをこの公の場で、町民の皆さんにお伝えしなければならない義務があるということです。職員は間違っておりません。濱田議員の資料の読み違いです。

こちらに、同じ資料で、運賃収入が7,200と書いてありますが、これは万円で、お金の話でそこを読み間違えてる。で、次の、手元にあるはずですよ。16万9,000人、約17万人。これが、利用人数です。これが正しい数字。ですから申し訳ありませんが、この議会で言うつもりありませんでしたが、再度言われるので申し上げますが、濱田議員のおっしゃることが間違ってるということです。間違ってる場合は、ご自分で謝罪しなければいけないと発言されたんですから責任持って対応していただけたらと思います。

○(前田 省二 議長)

はい。いろいろな意見があるかと思いますが、本日は、これ補正の

○(11番・濱田 高嘉 議員)

だったらね

○(前田 省二 議長)

補正の案件を審議する場所でもありますので、

○(11番・濱田 高嘉 議員)

だったらね、全協で言うなということですよ。もう9月議会で終わってるんだったらそれでいいものをね。

○(前田 省二 議長)

はい、濱田さん、いろいろあるかと思いますが、今日、本日は、補正の協議でございますので、その点もよろしく、加味していただいて、ご協力していただけたらと思います。

補正予算についての、質疑はございませんか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手)。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。はい、どうぞ。

○(9番・大西 幸江 議員) いいですか。はい。

29ページでちょっと確認したいんですけれども。(議長「はい」) はい。子どものインフルエンザの予防接種助成金が結構減額になってるんですよ。で、ちょっと、聞こえてきたのがやっぱ、インフルエンザのワクチンがなかったから、打てなかったっていう人も、ちょっと、これはご高齢の方だったんですけれど、伺ったんです。当初の時に、もうすでに、(話し声が聞こえる。「お静かにしてください」議長注意) 当初の時にすでにワクチンが、これはインフルエンザではなかったんですけれども、足りないという状況も、よそで出てるっていう話があったので、確保をしっかりとお願いしますという話で終わってたんですが、この減額は、実際あの足りないような状況があったのかどうかをちょっと確認したいんですけれども。

○(前田 省二 議長)

林(康彦)議員、お静かにお願いします。

それでは答弁のほど。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

この数、助成金は、実際の打った人の分なんですけど、そのようなワクチンが足りないというような、打てなかったというような情報は、聞いてはおりません。はい。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

私が、確認したとか聞いたのは高齢の方だったんでね、子どもはきちんと打てたっていうことであれば特に問題ないんですけれども、またこれからも多分、予防接種に関しては、

こういう状況でてくる可能性もあるので、確認を十分にさせていただいて、打ちたいのに打てないという状況にならないようにお願いしたいと思います。

○(前田 省二 議長) はい、よろしいですか。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員) はい。

そうしましたら、もう1ヶ所ちょっと確認なんですけれども、46ページで、報酬のところでですね、ALTの魚島と、それからスクールサポートスタッフと、弓削地区の地域コーディネーターが減額になってまして、これの理由を教えてくださいたいです。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

まず、魚島の外国語指導助手の200万でございますが、これは当初、魚島地区のALTを雇用する予定だったんですが、急に3月末で退職したいと申し出がありまして、その部分の減額でございます。スクールサポートスタッフ、これにつきましては、当初、3名で予算計上しておりました。しかし、実際2名で、2名の雇用でした。そして、そのうち1名が、ちょっと体調不良により勤務日数の減となりまして、これだけのお金の減額に至りました。

もう一つ、弓削地区地域コーディネーターですが、これは残りの勤務日数の精査により減額したものでございます。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員) はい。

人員が確保できないっちゃうのは、この田舎なのでね、なかなか難しいかと思うんですが、できるだけ、できるだけ教育現場に不足のないように、手当をお願いしたいと思います。

来年度の予算もきちんとつけていただいていたので、今の状況だと例えばスクールサポートスタッフが3人確保できないとかっていう状況が見えていると思うので、確実にどこかで手当ができるように頑張っていただきたいと思います。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

ちょっと1点、補足説明いたします。魚島につきましては、弓削地区と生名地区のALTでカバーはしております。

○(前田 省二 議長) 他に質疑ございませんか。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手) 余談なんですけど。

○(前田 省二 議長) 池本 光章議員。

○(7番・池本 光章 議員)

議長、同姓の場合は、フルネームで、お願いいたします。

○(前田 省二 議長)

はい、わかりました。

○(7番・池本 光章 議員)

そうしないと、放送の中で勘違いされる視聴者の方がおられても困りますので、よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

はい。以後、気をつけます。他にございませんか。（複数の「ありません」の声あり）
はい。なければ、これで質疑は終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第16号、令和3年度、「上島町一般会計補正予算（第8号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり、可決されました。

日程第21、議案第17号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第21、議案第17号、「令和3年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長) はい。

それでは、議案第17号、「令和3年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ6,680万円を減額し、9億4,560万円とします。

予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いします。歳入になります。

1款の国民健康保険税390万2千円の減は、加入者の所得の減が主な要因です。

4款1項1目、保険給付費等の交付金、6,175万4千円の減は、加入者の受診の控えによることによって減額になっております。

8ページをお願いします。

6款1項1目の一般会計繰入金110万円の減は、保険税軽減分の確定により、保険基盤安定繰入金が増となり、それに伴いその他繰入金が減となっております。

9ページをお願いします。歳出になります。

2款1項、療養諸費、5,959万円の減は、加入者が受診を控えたため、一般被保険者療養給付費及び手数料が減になったものです。

10ページをお願いします。

2款2項の負担金370万4千円の減は、これも加入者が受診を控えたため、一般被保険者高額療養費が減となっております。

12ページをお願いします。

5款2項の委託料191万2千円の減は、特定健診の受診者の減によるものです。

13ページをお願いします。

7款2項1目の繰出金、106万8千円の増は、魚島国保診療所の診療日数の増によるものです。

14ページをお願いします。

予備費の224万2千円の減は、予算額の調整となっております。

以上、簡単ですが、議案第17号の説明を終わります。よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第17号、「令和3年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第18号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第22、議案第18号、「令和3年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○(大本 一明 健康福祉部長)(挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長) はい。

それでは、議案第18号、「令和3年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第2号)」の説明をします。

予算書の1ページをお願いします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ300万円を減額し、7,060万円とします。

主なものにつきまして事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いします。歳入になります。

1款1項、外来収入221万9千円の減は、国民健康保険等の受診者の減によるものです。

2 款 1 項 2 目の医業手数料 8 8 万 1 千円の増は、魚島においての新型コロナウイルスワクチン接種の手数料になります。

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金、2 8 0 万円の減は、人事異動に伴う人件費の減となります。

8 ページをお願いします。

4 款 2 項 1 目、事業勘定繰入金、1 0 6 万 8 千円の増は診療日数による増と、へき地直診運営費等国庫補助金の増となります。

9 ページをお願いします。歳出になります。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 2 3 3 万 9 千円の減は、人事異動に伴う給与、手当等の減となります。

1 0 ページをお願いします。

2 款 1 項、医業費、5 2 万 4 千円の減は、医療機器の修繕がなかったこと、薬品を後発薬品等へ変更したことによる減となります。

1 1 ページの予備費の 1 3 万 7 千円の減は、予算額の調整となっております。

以上、簡単ですが、議案第 1 8 号の説明を終わります。よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 1 8 号、「令和 3 年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第 1 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3、議案第 1 9 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 2 3、議案第 1 9 号、「令和 3 年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(大本 一明 健康福祉部長)(挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長) はい。

それでは、議案第 1 9 号、「令和 3 年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算(第 1 号)」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 1 1 0 万円を減額し、1 億 4, 6 2 0 万円とします。

主なものにつきまして事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いします。歳入になります。

1款1項、後期高齢者保険料116万6千円の減は、特別徴収分、普通徴収分の保険料の額が確定したことによる減額となります。

4款1項、一般会計繰入金10万円の減は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金及びその他繰入金の実績及び保険料の軽減額の確定によるものです。

8ページをお願いします。歳出になります。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金108万2千円の減は、保険料の減額と共通経費負担金の額が確定したことによる減額となります。

9ページをお願いします。

予備費の1万8千円の減は、予算額の調整となっております。

以上、簡単ですが、議案第19号の説明を終わります。よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第19号「令和3年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第20号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第24、議案第20号、「令和3年度上島町公共下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長) はい。

議案第20号「上島町公共下水道事業会計補正予算(第1号)」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ1,150万円を減額し、総額を3億6,800万円といたします。

4ページをお願いします。

第2表の繰越明許費ですが、生名浄化センターほか再構築の建設工事につきまして、電気機械設備更新工事において、既存施設との取り合わせ調整工事費、仮設のリース期間及び相

互運転経費の計上上、工法変更による設計の変更に不測の日数を要し、年度内完成が困難となったため翌年度に繰り越しが必要になったものです。

補正予算の主なものについて、事項別明細書に説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入ですが、5款1項1目、一般会計繰入金は、この後の歳出補正の説明をいたしますが、支出総額の見込みにより1,150万円減額補正するものでございます。

9ページをお願いします。

歳出ですが、1款1項1目、公共下水道管理費の10節、事業費は、弓削浄化センターの光熱水費に減額が生じたため減額補正をいたします。

11節、手数料は、各処理区の汚泥処分量の実績に伴う汚泥運搬費の減額です。

12節、委託料の保守点検委託費の減額は、弓削浄化センターの維持管理業務点検業務の入札減少金、汚泥処分業務の実績減額及び水質分析業務委託の入札減少金になります。

26節、公課費は、消費税確定による減額でございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第20号、「令和3年度上島町公共下水道事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第21号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第25、議案第21号、「令和3年度上島町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長) はい。

議案第21号「上島町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。補正予算の総額に変更はございません。補正予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目、水道使用料において、使用料の減による見込みから100万円の減額。この減額見込みにより、3款1項1目、一般会計繰入金より100万円増額補正するものでございます。

また、歳出に係る補正予算はございません。

以上で、議案第21号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第21号、「令和3年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第22号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第26、議案第22号、「令和3年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長) はい。

議案第22号「上島町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように歳入歳出それぞれ150万円を減額し、総額を6,050万円といたします。

補正予算の主につきましては事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、6款1項1目、一般会計繰入金は、この後の最終補正の説明いたしますが、支出総額見込みにより150万円減額補正するものでございます。

8ページをお願いします。

歳出ですが、1款1項1目、集落排水管理費の12節、委託料、保守点検委託費の減額は、各浄化センターの維持管理、保守点検業務の入札減少金となります。

以上で、議案第22号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２２号、「令和３年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第２号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第２２号は、原案のとおり可決されました。

日程第２７、議案第２３号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第２７、議案第２３号、「令和３年度上島町介護保険事業会計補正予算（第４号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（大本 一明 健康福祉部長）（挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長） はい、大本健康福祉部長。

○（大本 一明 健康福祉部長） はい。

それでは、議案第２３号、「令和３年度上島町介護保険事業会計補正予算（第４号）」の説明をいたします。

予算書の１ページをお願いします。

予算の総額は、第１条にございますように、歳入歳出それぞれ１，６９０万円を減額し、８億９，０５０万円とします。

予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明しますので７ページをお願いします。歳入になります。

３款の国庫支出金３２０万５千円の減、４款の支払基金交付金３３７万５千円の減、５款の県支出金１７１万２千円の減、７款の繰入金８６０万円の減は、利用者の減等によるものです。

９ページをお願いします。歳出になります。

１款の総務費の４４５万８千円の減は、人事異動に伴う人件費の補正となります。

１０ページから１５ページにかけての２款、保険給付費については、減額補正は、利用者の減及び財源充当の組み替えとなっております。

１６ページをお願いします。

基金積立金の２６４万５千円の増は、給付額の減に伴い、保険料の残額を積み立てるものです。

１７ページをお願いします。

５款１項１目の介護予防生活支援サービス事業負担金２６０万円の減につきましても、利用者の減によるものです。

１８ページをお願いします。

予備費の１万３千円の増は、予算額の調整となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第２３号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○（前田 省二 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第23号、「令和3年度上島町介護保険事業会計補正予算（第4号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第24号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第28、議案第24号、「令和3年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（大本 一明 健康推進部長）（挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長） はい、大本健康福祉部長。

○（大本 一明 健康推進部長） はい。

それでは、議案第24号、「令和3年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ650万円を減額し、4,470万円とします。

予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いします。歳入になります。

1款1項3目の地域密着型通所介護サービス費収入の108万4千円の減及び5目の居宅介護サービス計画費収入の57万円の減につきましては、利用者の減によるものです。

8ページをお願いします。

2款の一般会計繰入金の470万円の減は、これも利用者の減に伴う精査によるものです。

9ページ以降の歳出につきましては、人事異動による人件費等が主なものとなります。

11ページの予備費2万2千円の増は、予算額の調整となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第24号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○（前田 省二 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第24号、「令和3年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第25号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第29、議案第25号、「令和3年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（越智 康浩 産業建設部長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、越智産業建設部長。

○（越智 康浩 産業建設部長） はい。

議案第25号、「上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正は第1条にございますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ350万円減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,030万円といたします。

補正予算の主なものにつきましては事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、1款1項1目、運航収入の旅客収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の減少により350万円減額補正をするものです。

次に歳出です。8ページをお願いします。

1款1項1目12節の委託料については、航路改善計画策定業務の減少金、26節の公課費は、消費税が確定したため減額するものでございます。

1款2項1目、一般業務費の人件費につきましては、甲板員の減により、272万9千円の減額をするものでございます。

1款2項2目10節、需用費は、燃料単価の上昇により不足するため、25万円の増額をするものでございます。

1款2項3目10節の需用費は、修繕費で、左舷主機に不具合が判明し、緊急修繕のため、60万円増額するものです。

なお、9ページ、3款の予備費につきましては調整によるものでございます。

以上で、議案25号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○（前田 省二 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第25号、「令和3年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第26号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第30、議案第26号、「令和3年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（大本 一明 健康福祉部長）（挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長） はい、大本健康福祉部長。

○（大本 一明 健康福祉部長） はい。

それでは、議案第26号、「令和3年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ2,430万円を減額し、4億2,330万円とします。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。歳入になります。

1款1項、施設介護サービス費収入、870万円の増は、1日当たりの利用者が当初見込みより増加したことによるものです。

なお、8月からの制度改正により、食事サービス給付費が減となり、食事負担、食事サービス費自己負担金が増となっております。

続いて、1款2項、居宅介護サービス費収入420万円の減は、新型コロナウイルス感染症の町内の感染者の確認等により、利用制限したことによるものです。

次に8ページをお願いします。

7款の一般会計繰入金2,870万円の減は、歳出予算の総額に伴い、減額するものです。

9ページをお願いします。歳出になります。

1款1項1目の一般管理費は、2,129万5千円の減額となっております。

主な内訳は、人事異動及び看護師の採用予定が遅れたことによる人件費の減と、海光園WiFi環境等整備事業の実績に基づき、委託料、工事請負費等を減額しております。

続いて10ページをお願いします。

2款1項1目の介護サービス事業費の利用費につきましては、町からの感染対策用品の配布があったことにより、250万円減額するものです。

続いて13ページをお願いします。

予備費の5千円の減は予算額の調整となっております。

以上、簡単ですが、議案第27号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第26号、「令和3年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第27号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第31、議案第27号、「令和3年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長) はい。

議案第27号、「上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号）」について説明いたします。
1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正は第1条にございますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ300万円増額し、歳入歳出予算の総額を2億6,800万円といたします。

補正予算の主なものにつきましては事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、1款1項1目、運航収入の旅客収入荷物収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の減少があり、1,260万円減額補正するものです。

4款1項1目、繰越金は実績により、53万4千円増額補正をするものです。

5款1項1目、雑入は、前年度、船舶建造により、消費税確定申告により還付金が確定したことで、1,425万3千円増額補正をするものでございます。

7款2項1目、離島航路補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用客減少に伴う減収の一部について81万3千円補助を受けるものでございます。

次に支出です。8ページをお願いします。

1款1項1目、一般管理費の人件費について、人事異動により361万5千円減額補正をするものでございます。

11節、役務費は、交通整理員手数料においては、各種イベントなど中止により、交通整理員の配置が減少したことにより、40万円減額補正するものでございます。

24節、積立金は、剰余金について、積立可能な額を基金に積み立てるため1,200万円増額いたします。

1款2項1目、運航総務費の人件費については、人事異動等により、345万3千円減額するものでございます。

10節、需用費は、燃料単価の上昇があったものの、給料が、当初の見込みを下回ったため、320万円減額いたします。

13節、使用料及び賃借料は新型コロナウイルス感染症の影響による利用者が大幅に減少したため、立石栈橋使用料を100万円減額するものです。

なお、10ページの3款、予備費については、端数調整をしております。

以上で、議案第27号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第27号、「令和3年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

はい。ここで補正予算の審議終わりましたので、一旦ここで10分間、2時5分まで休憩をといたします。

(昼 休 憩 : 午後1時55分 ～ 午後2時5分)

日程第32～第47、議案第28号～第43号

○(前田 省二 議長)

それでは改めて再開いたします。

続きまして、日程第32、議案第28号、「令和4年度上島町一般会計予算」から、日程第47、議案第43号「令和4年度上島町上水道事業会計予算」までの当初予算案16件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)はい。ご異議なしと認めます。よって、日程第32、議案第28号「令和4年度上島町一般会計予算」から、日程第47、議案第43号「令和4年度上島町上水道事業会計予算」までの当初予算16件を一括議題といたします。

それでは、議案第28号、「令和4年度上島町一般会計予算」から順次説明を求めます。

日程第32、議案第28号

○(杉田 和房 総務部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第28号、「令和4年度上島町一般会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ67億1,300万円と定めます。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、6億7,130万円と定めます。

第5条、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号のとおりと定めます。

8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為は、農業経営基盤強化資金等4事業について、期間及び限度額をそれぞれ定めています。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率の償還の方法を事業ごとに定めています。

続いて、予算の概要について説明いたしますので、別冊の予算説明資料No.1-2、令和4年度上島町一般会計予算編成基本方針とその概要をお願いいたします。

8ページから9ページをお願いいたします。

まず、一般会計の予算総額は、67億1,300万円で、前年度比4.3%増となりました。

歳入では、町税収入の減等に伴い、自主財源比率は26.2%と依然として低く、基金繰入金を除いた実質的な自主財源比率は13.6%となっております。

歳出における経常的経費のうち義務的経費は人件費が全体の22.9%、公債費17.7%、扶助費3.1%で、総額の43.8%を占めています。

それでは、6ページにお戻りください。基金繰入金については、徹底した歳出削減に努めたところ、8億4,951万円となり、2年連続で10億円を下回ることができましたが、将来の健全な行財政運営に、予断を許さない財政状況が続く見通しであります。

町債については、今年度の公債費負担を抑制するため、交付税算入措置のある有利な起債を中心に計上しております。

また、地方の財源不足を補填するために発行される臨時財政対策債については、見込み額4,300万円の約80%を当初予算に計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

個別の項目について、歳入歳出の順に説明いたします。

まず、町税についてですが、町民税は納税義務者数の減等により、前年度比3.9%の減となっております。固定資産税は土地の下落修正等により、1.6%の減となっております。

軽自動車税は種別割の増等により、6.1%の増となっております。

町税全体としては、前年度当初と比べ1,215万5千円、2.3%の減となりました。

11ページをお願いいたします。

次に地方交付税についてですが、国の地方財政対策等により試算したところ、普通交付税は34億8,200万円と見込んでいますが、当初予算では、不確定要素を考慮して試算額の約90%、31億3,300万円を計上しています。

なお、特別交付税については、前年度実績等を勘案し、前年度比3.6%増の2億9,000万円を計上しています。

続いて、分担金及び負担金についてですが、負担金のうち、保育料は、入所人員及び保育料単価の減により、前年度に比べ13.6%の減となり、給食費は、高等学校給食費の新設により、12.4%の増となりましたが、負担金全体としては1.3%の減となっています。

12ページをお願いいたします。

国庫支出金についてですが、補助金の増額は、新型コロナウイルス感染症対策、感染症対応地方創生臨時交付金の増等により、41.6%の増となり、全体では26.8%の増となっています。

13ページをお願いいたします。

県支出金についてですが、新型コロナワクチン接種対策費負担金の減等により、負担金の減はあったものの、水産物供給基盤機能保全事業補助金の増等により、全体では25.3%増となっています。

14ページをお願いいたします。

町債についてですが、臨時財政対策債の減等により、全体では16.1%の減となっています。

15ページをお願いします。

主な基金の状況についてですが、財政需要の増加にも対応しながら、徹底した歳出削減に努めたところ、令和4年度の基金繰入金の総額は約8億5,000万円となりました。今後も可能な限り取り崩しを抑制していきたいと考えております。

16ページをお願いいたします。ここから歳出に移ります。

まず、人件費についてですが、主な減要因は、一般職員の減及び退職手当負担金の減によるもので、人件費全体では3.5%の減となっています。

続いて17ページをお願いします。

物件費についてですが、行財政改革の観点から、徹底した節減に取り組みましたが、委託料や備品購入費等の増により、物件費全体では2.9%の増となっております。

18ページをお願いします。

続いて、補助費等についてですが、プレミアム商品券の新規計上等により、補助費全体では34.0%の増となっています。

19ページをお願いします。

公債費についてですが、前年度比0.3%の増となっており、交付税の算入率は65.5%を見込んでおります。

21ページをお願いいたします。

投資的経費についてですが、まず、工事費、町単分としては、弓削高等学校学生寮整備に伴う弓削中央公民館解体工事等の増により、17.8%の増となっています。

次に、委託料公共分としては、海岸保全施設整備事業等の増により、820.3%の増となり、投資的経費全体では16.3%の増となりました。

23ページをお願いいたします。

繰出金についてですが、各会計の運営経費、建設経費等の一部として、14の特別会計に一般会計から繰り出しを行っており、全体では、前年度比790万円、0.8%の減となっています。

24ページから27ページにかけましては、主な普通建設事業について、事業費、施工箇所を取りまとめております。

さらに、別冊として、令和4年度上島町当初予算主要事業の概要を作成しておりますので、こちらも参考にさせていただけたらと思います。

以上で、議案第28号、「令和24年度上島町一般会計予算」の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

日程第33、議案第29号

○(前田 省二 議長) はい、大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長) はい。

それでは続きまして、議案第29号、「令和4年度上島町国民健康保険事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ9億3,900万円と定めています。

第2条で一時借入金の最高額を9,390万円と定めています。

予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明しますので、8ページをお願いします。歳入になります。

1款の国民健康保険税の1億3,428万9千円は、被保険者数の減及び所得の減により、今年度より、1,436万6千円の減となっております。

9ページをお願いします。

4款1項1目1節、県補助金の普通交付金、6億4,112万5千円については、歳出の一般被保険者の療養諸費高額療養費等から算出し、計上しております。

2節、特別交付金3,597万3千円は、保険者努力支援分300万円、事務処理標準システム導入経費分1,200万円等、県からの交付金を計上しております。

10ページをお願いします。

6款1項1目、一般会計繰入金は、ルール分を含め1億1,700万円を計上しております。

12ページをお願いします。歳出になります。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 3, 7 9 4 万 4 千円は、職員 2 名分の人件費と電算処理委託費等は、主なものになっております。

1 4 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費 5 億 6, 8 0 0 万円は、令和 3 年度の医療費実績をもとに算出しております。

1 5 ページをお願いします。

2 款 2 項 1 目、一般被保険者高額療養費 8, 5 7 0 万円につきましても、令和 3 年度の実績をもとに算出しております。

1 9 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目、一般被保険者医療給付費分 1 億 5, 4 1 0 万 3 千円は、令和 3 年度実績をもとに、県が算出した納付金額を計上しております。

2 0 ページをお願いします。

3 款 2 項 1 目、一般被保険者後期高齢者支援金分、4, 6 6 1 万 2 千円も愛媛県が算出した納付金額となっております。

2 1 ページをお願いします。

3 款 3 項 1 目、介護納付金分、1, 0 9 0 万 7 千円も愛媛県が示した納付金額となっております。

2 4 ページをお願いします。

5 款 2 項 1 目、特定健康診査等事業費 1, 1 0 0 万 8 千円は、特定健康受診者 7 3 0 人分を見込んだ事業費を計上しております。

2 7 ページをお願いします。

7 款 2 項 1 目の繰出金、1, 1 1 2 万 8 千円は魚島国保診療所への繰出金となっております。

以上、簡単ですが、議案第 2 9 号の説明を終わります。

日程第 3 4、議案第 3 0 号

○(大本 一明 健康福祉部長)

続きまして、議案第 3 0 号、「令和 4 年度上島町国民健康保険診療所事業会計予算」を説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 7, 5 3 0 万円と定めております。

第 2 条で、一時借入金の最高額を 7 6 0 万円と定めております。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7 ページをお願いします。歳入になります。

1 款 1 項、外来収入 1, 0 6 2 万 4 千円は、令和 3 年度の実績をもとに推計して計上しております。

8 ページをお願いします。

4款1項1目、一般会計繰入金5,220万円は、人件費、公債費等に充てるための繰入金となっております。

2項1目、事業勘定繰入金1,112万8千円は、へき地直診運営への国庫補助金分の繰入となっております。

10ページをお願いします。歳出になります。

1款1項1目、一般管理費4,672万4千円は、医師を含む職員の人件費や、デジタルレントゲンシステム保守点検業務委託費、看護師の派遣委託料等を計上しております。

12ページをお願いします。

2款1項3目、医薬品衛生材料費679万4千円は、医薬品や衛生材料費等の医薬材料費等を令和3年度の実績をもとに計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第30号の説明を終わります。よろしくお願いします。

日程第35、議案第31号

○(大本 一明 健康福祉部長)

続いて、議案第31号、「令和4年度上島町へき地出張診療所事業会計予算」を説明します。

予算書の1ページをお願いします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ630万円と定めています。

第2条で一時借入金の最高額を70万円と定めております。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いします。歳入になります。

1款1項、外来収入32万7千円は、令和3年度の実績をもとに算出し、計上しております。

3款1項1目、県補助金の衛生費補助金381万4千円は、人件費等の歳出対象経費分から歳入の診療報酬等を差し引いた基準額に、補助率2/3を乗じて算出しております。

8ページをお願いします。

4款1項1目、一般会計繰入金150万円は人件費と診療所運営費に充てるための繰入金です。

9ページをお願いします。歳出になります。

1款1項1目、一般管理費554万7千円は、医師含む職員の人件費2ヶ月分と派遣看護師委託料となっております。

10ページをお願いします。

2款1項2目、医療費衛生材料費、57万4千円は、薬品や衛生材料費等の、令和3年度の実績に基づいて計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第31号の説明を終わります。よろしくお願いします。

日程第36、議案第32号

○(大本 一明 健康福祉部長)

続きまして、議案第32号、「令和4年度上島町後期高齢者医療事業会計予算」の説明をします。

予算書の1ページをお願いします。

予算の総額は第1条にありますように、歳入歳出それぞれ1億6,410万円と定めております。

第2条で、一時借入金の最高額を1,650万円と定めております。

予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いします。歳入になります。

1款1項、後期高齢者医療保険料1億1,569万3千円は、令和3年度実績をもとに、愛媛県後期高齢者医療広域連合が算出した金額となっております。

4款1項、一般会計繰入金4,760万円は、広域連合への納付金や低所得者に対する保険料軽減分の負担金を、負担金分として繰り入れるものです。

9ページをお願いします。歳出になります。

1款1項1目、一般管理費281万円は、納税通知書郵送料や後期高齢者医療システムにかかる電算処理業務の委託料等となっております。

10ページをお願いします。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金、1億6,093万7千円は、保険料調定予定額に、町の低所得者に対する保険料軽減分を加えた1億5,589万1千円と県の共通経費の広域連合への負担金504万6千円となっております。

以上、簡単でございますが、議案第32号の説明を終わります。

日程第37、議案第33号

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい。それでは、議案第33号、上島、すいません、「令和4年度上島町公共下水道事業会計予算」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

予算の総額は第1条にございますように歳入歳出それぞれ4億3,350万円と定めています。

第2条地方債につきましては、後程説明いたします。

第3条で一時借入金の最高額を4,340万円と定めるものです。

4ページをお願いします。

第2表、地方債におきましては、下水道事業債4,800万円、公営事業会計適用債1,900万円を限度額するものです。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入ですが、2款1項1目、下水道使用料は、対前年度262万1千円減の5,815万円を計上しています。3款1項1目、公共下水道事業費補助金5,300万円は、生名岩城

浄化センター長寿命化事業への国庫補助金を計上しており、計上しています。5款1項1目一般会計繰入金は、対前年度550万円増の2億5,500万円を計上しております。

続いて歳出に移りますので、10ページをお願いします。

1款1項1目、下水道管理費は、主に下水道の経営、施設の維持管理等にかかる費用で、1億6,545万7千円を計上しております。

前年度に引き続き、国から令和6年度までに公営企業会計への移行を求められているため、業務委託料に公営企業会計移行支援業務を計上しており、令和2年度から令和4年度までに、公営企業会計へ移行を行い、令和5年度から運用開始予定でございます。

12ページからの1款1項2目、公共下水道建設費には、生名浄化センター等の長寿命化工事を実施するため、日本下水道事業団に委託することから、委託料として1億100万円を計上しております。この委託料は、前年度から2ヶ年で債務負担行為を含め、全体額1億6,200万円で、水処理設備工事と電気設備工事を実施いたします。

以上、簡単ですが議案第33号の説明を終わります。

日程第38、議案第34号

○(越智 康浩 産業建設部長)

続きまして、議案第34号、「令和4年度上島町簡易水道事業会計予算」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ6,700万円と定めています。

第2条の地方債については後程説明いたします。

第3条で、一時借入金の最高額を670万円と定めるものです。

4ページをお願いします。

第2表、地方債におきましては、公営企業会計適用債700万円を限度額とするものです。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目、水道使用料は、対前年度42万6千円減の359万7千円を計上しています。

3款1項1目、一般会計繰入金は、対前年度400万円増の5,600万円を計上しております。

続いて歳出に移ります。10ページをお願いします。

2款1項1目、一般業務費は、主に施設の維持管理等にかかる費用で、対前年度462万7千円増の2,873万9千円を計上しております。

増額になった主な理由といたしましては、先ほども説明しましたとおり、公営企業会計の移行、移行業務をするためでございます。

以上、簡単ですが議案34号の説明を終わります。

日程第39、議案第35号

○(杉田 和房 総務部長)

それでは、議案第35号、「令和4年度上島町CATV事業会計予算」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,400万円と定めております。

次に第2条で、一時借入金の借り入れの最高額を540万円と定めております。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、1款1項1目、CATV使用料は、ほぼ前年度並みの3,356万2千円を見込んでおります。

次に、2款1項1目、一般会計繰入金は1,930万円を見込んでおり、前年度と比較して、970万円の増で、これは非常用発電機の機器の交換及びCATV主要機器の更新による増が主な要因となっております。

続いて、歳出について説明しますので、8ページをお願いします。

1款1項1目、CATV事業費は5,357万4千円を計上しており、前年度と比較して、917万4千円の増となっております。

内訳につきまして、主なものについて説明いたします。

まず、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費は、一般職3名分と、フルタイム会計年度採用、フルタイム会計年度任用職員1名分で、前年度2,088万1千円を、失礼しました。1名分で2,088万1千円を計上しております。

続いて9ページをお願いいたします。

12節、委託料は1,087万2千円を計上しており、前年度と比較して549万円の増で、これは非常用発電機の点検、機器等の交換業務を行うことが主な要因です。

14節、工事費は、1,181万7千円を計上しており、主な内容は、CATV主要機器の更新工事を、更新工事となっております。

以上、総額5,400万円で、令和4年度上島町CATV事業会計の予算編成をしております。

簡単ですが、以上で議案第35号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

日程第40、議案第36号

○(越智 康浩 産業建設部長)

議案第36号、「令和4年度上島町農業集落排水事業会計予算」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ6,350万円と定めています。

第2条の地方債につきましては、後程説明いたします。

第3条で、一時借入金の最高額を640万円と定めるものです。

4ページをお願いします。

第2表、地方債におきましては、公営企業会計適用債800万円を限度額とするものです。予算の主なものにつきまして、事項別明細書として説明いたしますので、8ページをお願いします。

歳入ですが、2款1項1目、農業集落排水使用料は、前年度とほぼ同額の1,011万円を計上しております。

6款1項1目、一般会計繰入金は、対前年度300万円増の4,500万円を計上しております。

続いて、歳出に移ります。9ページをお願いいたします。

1款1項1目、農業集落排水管理費は、主に施設の維持管理費等にかかる費用で、3,899万1千円を計上しております。

増額の主な要因は、公営企業会計移行のための費用として、来年度も公営企業会計へ移行支援業務費を計上しております。その関係で増額としております。

以上、簡単ですが議案36号の説明を終わります。

日程第41、議案第37号

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい。続いて、議案第37号、「令和4年度上島町介護保険事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

予算の総額は第1条にございますように、歳入歳出それぞれ9億5,250万円と定めています。

第2条では、一時借入金の最高額を9,530万円と定めております。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、9ページをお願いします。歳入になります。

1款1項の介護保険料1億6,470万円は、対象者の減に伴い70万円の減となっております。

3款1項1目、国庫負担金の介護給付費負担金1億5,144万8千円は、保険給付費の増額に伴い、1,588万7千円の増額となっております。

2項1目、国庫補助金の調整交付金5,786万円も同様に、567万7千円の増となっております。

10ページをお願いします。

2目から7目については、今年度並みの計上となっております。

4款1項1目、支払基金交付金の介護給付費交付金2億2,839万8千円は、保険給付費の増額により、2,740万6千円の増となっております。

5款1項1目、県負担金の介護給付費負担金1億2,347万6千円についても、保険給付費の増額に伴い、1,710万3千円の増となっております。

11ページをお願いします。

7款1項1目の介護給付費繰入金、ルール分についてですが、1億574万円は保険給付費の増に伴い、1,268万8千円の増額となっております。

2目の基金繰入金1,406万6千円は、保険給付費の増額に伴い、財源不足が予想されるため、介護給付費準備基金から充当するものです。

13ページをお願いします。歳出になります。

1款1項1目12節の介護保険事業計画作成業務330万円は、令和6年度から令和8年の計画に対するアンケート調査等を実施するものになります。

15ページをお願いします。

1款3項2目、認定調査等費の手数料348万6千円は、介護認定における主治医意見書の手数料となります。

19ページをお願いします。

2款1項1目、居宅介護サービス給付費1億5,336万円は、訪問看護通所介護の利用に、利用の増に伴い、1,440万円の増額となっております。

3目、地域密着型介護サービス給付費、2億9,316万円は、複合型サービスの利用者の増に伴い、444万円の増となっております。

20ページをお願いします。

2款1項5目、施設介護サービス給付費、2億9,400万円は、介護医療院等の利用者の増に伴い、7,716万円の増となっております。

22から23ページをお願いします。

2款2項、介護予防サービス等諸費、1,437万円は利用者の減に伴い、262万円の減となっております。

25ページをお願いします。

2款4項、高額介護サービス等費、1,442万円は、実績に基づき120万円の増となっております。

26ページをお願いします。

2款5項1目の高額医療合算介護サービス費660万円は、実績に基づき84万円の増額となっております。

27ページをお願いします。

2款6項1目、特定入所者介護サービス費2,640万円は、利用者の増に伴い、360万円の増となっております。

29ページをお願いします。

4款1項1目、介護給付費準備基金積立金1千円は、保険料の余剰が見込めないため、利息分として計上しております。

30ページをお願いします。

5款1項1目、介護予防生活支援サービス事業費2,492万4千円は、要支援認定者を対象とした訪問、訪問介護等相当サービス、通所介護相当サービス、介護予防ケアマネジメント経費を計上しております。

2 目、介護予防ケアマネジメント事業費 3, 2 4 2 万 8 千円は、職員の給料及び事業の經常経費で、2 7 万 1 千円の増額となっております。

3 2 ページ以降につきましては、例年と同様の事業及び予算額となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第 3 7 号の説明を終わります。よろしくお願いします。

日程第 4 2、議案第 4 8 号

○(大本 一明 健康福祉部長)

続いて、議案第 4 8 号、「令和 4 年度上島町介護サービス事業会計予算」の説明をいたしますので、予算書の 1 ページをお願いします。

予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 4, 6 2 0 万円と定めております。

第 2 条では、一時借入金の最高額を、4 7 0 万円と定めております。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7 ページをお願いします。歳入になります。

8 ページにかけての 1 款、サービス収入 1, 7 0 1 万 6 千円については、利用者の減に伴い、前年度に比べ 2 8 5 万 5 千円の減となっております。

2 款の繰入金、2, 9 0 0 万円についても同様に、1 4 0 万円の減となっております。

続いて歳出になります。1 2 ページをお願いします。

2 款 2 項 1 目、地域密着型サービス等事業費の 2, 0 4 0 万 9 千円は、魚島龍宮苑の運営事業費等で 5 0 4 万 3 千円の減となっております。

1 4 ページをお願いします。

2 款 3 項 1 目、居宅介護支援事業費の 1, 5 5 6 万 2 千円は、今年度とほぼ同額となっております。

1 5 ページをお願いします。

2 款 3 項 2 目、介護予防支援事業費の 7 9 7 万 6 千円は、人件費の増額に伴い、5 2 万 3 千円の増となっております。

1 6 ページから 1 8 ページにかけての介護予防・日常生活支援総合事業費、障害福祉サービス等事業費、公債費等については、ほぼ例年並みとなっております。

以上、簡単ではございますが、以上で議案第 3 8 号の説明を終わります。よろしくお願いします。

日程第 4 3、議案第 3 9 号

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい。議案第 3 9 号、「令和 4 年度上島町浄化槽事業会計予算」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いします。

予算の総額は、第 1 条にございますように歳入歳出それぞれ 3, 5 5 0 万円と定めています。

第 2 条、地方債につきましては後程説明いたします。

第3条、で一時借入金の最高額を360万円と定めるものです。

4ページをお願いします。

第2表、地方債におきましては、公営企業会計適用債400万円を限度額とするものです。
予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、8ページをお願いします。

歳入ですが、2款1項1目、浄化槽使用料は、前年度とほぼ同額の492万7千円を計上しております。

3款1項1目、浄化槽事業費国庫補助金と、4款1項1目、県補助金ですが、令和3年度から循環型社会形成推進交付金として、新規の浄化槽設置事業について交付されるようになり、2期分計上しております。

6款1項1目、一般会計繰入金は、前年度同様の2,600万円を計上しております。

続いて歳出です。10ページをお願いいたします。

1款1項1目、浄化槽管理費は、主に施設の維持管理等にかかる費用で3,187万4千円を計上しております。

増額となった理由につきましては、公営企業会計移行支援業務費に係るものでございます。

以上、簡単ですが議案第39号の説明を終わります。

日程第44、議案第40号

○(越智 康浩 産業建設部長)

続きまして、議案第40号、「令和4年度上島町魚島船舶事業会計予算」について説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出総予算の総額をそれぞれ1億3,600万円と定めるものであります。

第2条で、一時借入金の借入れ最高額を1,360万円と定めるものであります。

予算の主なものについて説明いたしますので、7ページをお開きください。

歳入ですが、1款1項1目、運航収入は、運航実績に伴い、対前年度513万7千円減の1,960万6千円を計上しております。

2款1項1目、国からの離島航路補助金は、対前年度913万9千円減の2,735万4千円を計上しています。

3款1項1目、県からの離島航路補助金は、対前年度630万円増の2,950万円を計上しております。

4款1項1目、一般会計の繰入金は、対前年度700万円減額の5,850万円を計上しております。

8ページをお開きください。

5款1項1目、繰越金は前年度繰越金として、前年度対前年度47万6千円増の81万7千円を計上しております。

6款1項1目、雑入は、前年度とほぼ同様の額を計上しております。

次に歳出です。9ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、一般管理費は、船舶事業の経営等に関わる諸費用で、対前年度 5 8 6 万 3 千円減額の 1, 4 2 0 万 1 千円を計上しています。

1 1 ページをお開きください。

2 項 1 目、一般業務費は、魚島土生間の運航に関わる諸費用で、対前年度 4 2 6 万 1 千円減額の 5, 5 6 2 万 8 千円を計上しております。

減額の主な要因につきましては、2 節から 4 節までの人件費に関わるもので、人事異動により、対前年度 4 5 5 万 7 千円減、これ以外の各節については、ほぼ前年度同様の額となっております。

同 2 目、動力費は、船舶燃料費の高騰により、事業費として、対前年度 8 0 1 万 3 千円増の 4, 1 6 7 万 5 千円を計上しております。

同 3 目、営繕費は、合い入渠及び緊急用修繕に加え、特別一種の中間検査を受けるため、対前年度 1 7 5 万 8 千円増額の 2, 3 2 5 万 8 千円を計上しております。

なお、予備費は 1 2 3 万 8 千円を計上しております。

以上、簡単ですが議案第 4 0 号の説明を終わります。

日程第 4 5、議案第 4 1 号

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい。続きまして、議案第 4 1 号、「令和 4 年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いします。

第 1 条にございますように、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8, 4 0 0 万円と定めております。

また、第 2 条で一時借入金の最高額を 3, 8 4 0 万円と定めております。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7 ページをお願いします。歳入になります。

1 款の介護サービス費収入、2 億 6, 5 2 0 万 4 千円は例年並みの利用者を見込んでおります。

8 ページをお願いします。

7 款の繰入金 1 億 1, 6 6 0 万円は、起債の償還金が減少したことから、6, 2 0 0 万円の減となっております。

9 ページをお願いします。

7 款 2 項 1 目の基金繰入金は、海光園基金から 2 0 0 万円の繰入を予定しております。

1 0 ページをお願いします。歳出になります。

1 款 1 項の総務費、施設管理費 3 億 4 9 6 万 3 千円は、職員の人件費及び経常経費等を計上し、2 3 2 万 8 千円の増となっております。

1 3 ページをお願いします。

2 款 1 項、施設介護サービス事業費の 4, 2 4 6 万 9 千円は、おむつ等の消耗品、光熱水費、賄材料費等が主な内訳となっております。

14ページをお願いします。

2款2項の短期入所介護サービス事業費の294万4千円は、ショートステイ利用者に係る必要経費となります。

16ページをお願いします。

4款1項の公債費3,259万3千円は、海光園建設時の元利償還金を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第41号の説明を終え終わります。よろしくお願いします。

日程第46、議案第42号

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい。続きまして、議案第42号、「令和4年度上島町生名船舶事業会計予算」について説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億700万円と定めるものであります。

第2条で、一時借入金の借入れ最高額を3,070万円と定めるものであります。

予算の主なものについて、説明いたしますので、7ページをお開きください。

歳入ですが、1款1項1目、運航収入は、岩城橋開通に伴う利用者増とコロナ禍の回復を見込み対前年度255万円増の2億4,310万円を計上しております。

3款1項1目、一般会計繰入金は、ゆめしま建造に係る辺地債に係る普通交付税ルール分の算入分として940万円を計上。基金繰入金は、元利償還の内、先の940万円を差し引いた額1,420万円を生名船舶基金から繰り入れるものでございます。

4款1項1目、繰越金4,016万9千円は前年度繰越金を計上しております。

5款1項1目、雑入は13万1千円を計上しております。

次に歳出です。8ページをお願いします。

1款1項1目、一般管理費は、船舶事業の経営等に係る諸費用で、対前年度1,327万8千円増額の8,648万1千円を計上しております。

増額の主なものにつきましては、11節、役務費では、新設の長崎待機レーン交通整理員対応分として、対前年度526万円増、12節、委託料では、立石港務所管理業務委託で1,400万円を計上しております。

10ページをお開きください。

2項1目、運航総務費は、立石、長崎栈橋間の運航にかかる諸費用で、対前年度888万9千円増額の1億5,565万5千円を計上しております。

増額の主な要因につきましては、2節から4節までの人件費、13節、使用料及び賃借料の栈橋使用料に係るものです。

これ以外の各節については、ほぼ前年度同様の計上となっています。

11ページをお開きください。

同 2 目、船舶整備費は、前年度に生名定期検査、生名が、定期検査でしたが、令和 4 年度は両船とも中間検査を受検することから、対前年度 3 0 0 万円減額の 3, 9 0 0 万円を計上しております。

1 2 ページをお開きください。

2 款 1 項、公債費ですが、令和 4 年度から新造船ゆめしま元利償還のため 2, 3 5 2 万 1 千円を計上しております。

なお、予備費は 2 3 4 万 3 千円を計上しております。

以上、簡単ですが議案第 4 2 号の説明を終わります。

日程第 4 7、議案第 4 3 号

○(越智 康浩 産業建設部長)

続きまして、議案第 4 3 号、「令和 4 年度上島町上水道事業会計予算」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いします。

第 2 条の業務量の予定量ですが、1、給水戸数 3, 2 1 8 戸。2、年間総給水量 5 9 万 2, 1 4 4 立方メートル。3、1 日平均給水量 1, 6 2 2 立方メートルを予定しております。4 の主要な建設改良費につきましては、計上はございません。

第 3 条の収益的収入及び施設の支出の予定額につきましては、収入を 2 億 5, 1 2 0 万円。支出を 2, 4 8 0 万円と定めております。

2 ページをお願いします。

資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入はなく、資本的支出を 6, 0 0 4 万 4 千円とし、不足をする額を長期前受金戻入で補填するものであります。

第 5 条の議会の議決を経なければ利用できない経費の金額は、職員給与費の 1, 2 9 2 万 2 千円であります。

3 ページをお願いします。

予算実施計画の収益的収入及び支出について、初めに収入の主なものを申し上げます。

1 款 1 項 1 目、給水収益は、給水料金及び量水器使用料合わせて、昨年度とやや減少の 1 億 9, 0 3 9 万 5 千円を計上しております。

2 項 2 目、長期前受金戻入 6, 0 0 4 万 4 千円は減価償却に充てるため、国庫補助金などの長期前受金から償却見合い分を収益として振り替えて計上しております。

支出に移ります。4 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目、原水及び浄水費の 7 節、受水費は、受水量 7 6 万立方メートルを予定しており、8, 2 0 0 万円を計上しています。

2 目、配水及び給水費の 2 節、委託料では、漏水調査業務は全調査を完了したため、約 5 0 0 万円を減額しています。

前年度から修繕引当金を緊急用修繕財源とするため、2 0 0 万円を計上しています。

3 目、総係費は、上水道事業にかかります職員の人件費及び上水道の経営に係る諸費用として 2, 5 7 0 万 7 千円計上しております。

9 ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、収入はなく、支出では、令和4年度では、建設改良費はございません。

1 款 4 項 1 目、長期前受金では、減価償却資産の取得時の補助金分の負債計上額であり、不足額については先ほど説明しましたとおり、収益的収入の長期前受金戻入により補填いたします。

なお、10 ページからの職員給与費明細書、上水道公営企業財政状況を示すキャッシュフロー計算書などを添付しておりますので、後程ご参照ください。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

はい。説明が終わりましたが、ただ今の議案第28号から議案第43号までの、各会計当初予算案については、慎重審査の必要がありますので、予算決算委員会に付託して、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。ご異議なしと認めます。

従って、議案第28号から議案第43号までについては、予算決算委員会に付託し、会期中に審議することに決定いたしました。

よって、ここでの質疑は省略いたします。

日程第48、議案第44号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第48、議案第44号、「防災情報伝達システム構築工事請負契約の一部変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長) はい。

議案第44号「防災情報伝達システム構築工事請負契約の一部変更について」説明いたします。

令和3年6月15日議会の議決を経て、契約を締結した防災情報伝達システム構築工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約金額の変更。変更前契約金額2億1,252万円。変更後契約金額1億9,953万6千円。変更額1,298万4千円の減額となります。

主な変更理由につきましては、半導体不足により、個別端末機の必要数量の変更によるものです。当初、個別端末機1千台を購入契約としておりましたが、世界的な半導体不足により、500台への数量変更によるものです。現在の個別端末機の配布は472世帯となっております。

参考資料として、写真、この度配布する個別端末の写真を掲載しております。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですからこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第44号「防災情報伝達システム構築工事請負契約の一部変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。よって議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第49、議案第45号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第49、議案第45号、「上島町特定環境保全公共下水道生名浄化センター他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長) はい。

議案第45号について説明いたします。

令和3年6月15日、議会の議決を経て協定を締結した上島町特定環境保全公共下水道生名浄化センター他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定を、締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、1、協定の金額、変更前1億3,965万円、変更後1億6,200万円。変更増額2,235万円。

提案理由といたしましては、事業の促進を図るため、協定書の一部を変更する協定を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに上島町議会の議決すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、荒井公営事業課長が説明いたします。

○(荒井 健 公営事業課長)（挙手）はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、荒井公営事業課長。

○(荒井 健 公営事業課長) はい。

令和3年、4年度の2ヶ年の予定で、生名及び岩城浄化センターの長寿命化対策工事を日本下水道事業団に委託を行い実施しておりますが、工法変更による設計の見直しにより、協定額の増額が必要となりました。

次ページの変更協定案のとおり、債務負担行為額を7,865万円から1億100万円と改めます。

主な変更内容を説明いたしますので、参考資料の2をお願いいたします。

生名浄化センターの計画平面図であり、赤で示している箇所が変更となります。

まず、電気設備工事ですが、生名浄化センター管理棟の自家発電機の更新において、消音器及び排煙性能を確保するため、メーカー指定の排煙ダクトが必要になりました。

また、排煙ダクト工事は、施設天井裏の高所作業であるため、作業工程の延長による仮設機器のリース期間の延長が必要となりました。

また、監視制御盤の更新に伴い、稼働中の機械及び計装設備等の各種試験運転確認のための総合運転経費の計上が必要となりました。

次に、機械設備工事ですが、水処理施設、分配槽及び放流ピットになりますが、の、機械類の更新において、既設の機械、配管類が錯綜する中、施設を稼働しながら配管する作業が必要であるため、補正歩掛の見直しが必要となりました。

以上の理由により、変更協定を締結するものでございます。

なお、岩城浄化センターについては、変更はございません。

以上、簡単ですが議案第45号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですからこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第45号「上島町特定環境保全公共下水道生名浄化センター他の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第50、議案第46号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第50、議案第46号、「町道路線の廃止及び認定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、越智産業建設部長。

○(越智 康浩 産業建設部長) はい。

議案第46号について説明いたします。

町道路線の廃止及び認定について、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、次の町道路線を廃止し、及び認定したいので、同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、県道弓削島循環線の改良等により、県道と重複する位置の路線を廃止する。
また、廃止する路線のうち、県道と重複しない路線を新たに認定する必要があるため、この案を提出するものでございます。

詳細につきましては、山本建設課長より説明いたします。

○(山本 九十九 建設課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長) はい。

整理番号1の岳ノ下海岸線を廃止いたします。整理番号2の岳ノ下海岸1号線及び整理番号3の岳ノ下海岸2号線の2路線を新たに認定いたします。

詳細を説明いたしますので、参考資料の1をお願いいたします。場所は弓削総合支所立体駐車場前から弓削中央公民館前の岳ノ下明神線に至る路線でございます。

参考資料の2をお願いいたします。今回廃止する岳ノ下海岸線の道路現況図です。廃止する部分394.0メートルを青色に着色しております。

参考資料3をお願いいたします。廃止する岳ノ下海岸線のうち、県道弓削島循環線と重複しない部分、起点、上島町弓削下弓削121番地9先から、終点、同じく121番地3先までの59.55メートルを、岳ノ下海岸1号線に、起点、上島町弓削下弓削121番地5先から、終点、同じく120番地先までの90.26メートルを、岳ノ下海岸2号線として新たに認定いたします。認定する部分を、それぞれ赤色で着色しております。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由等の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですからこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第46号「町道路線の廃止及び認定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。よって議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第51～第55、

○(前田 省二 議長)

次の日程第51から日程第55の議員派遣の件につきましては、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) はい。ご異議なしと認めます。

よって、日程第51から日程第55の議員派遣については、一括議題といたします。

本件につきましては、主催者から出席案内がありましたので、議員を派遣することにしたと思います。お諮りいたします。上島町立中学校卒業証書授与式、一般県道岩城弓削線岩城橋開通式典及び開通セレモニー、上島町立小学校卒業証書授与式、上島町立小学校入学式、

上島町立弓削中学校、もとい、上島町立中学校入学式に議員を派遣することにご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、上島町立中学校卒業証書授与式、一般県道岩城弓削線岩城橋開通式典及び開通セレモニー、上島町立小学校卒業証書授与式、上島町立小学校入学式、上島町立中学校入学式に議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 散 会

○(前田 省二 議長)

以上、本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した議案第28号から議案第43号までの「令和4年度上島町一般会計予算」並びに特別会計予算案16件については、3月18日の午前10時から会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は当日配布いたします。

お諮りいたします。本日は、これで散会とすることにご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたします。

（起立、礼）

（了）

（令和4年3月8日 午後3時12分 閉会）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員